

官報

號外 衆議院議事速記録第十九號

昭和二十二年三月十八日

昭和二十二年三月十七日(月曜日)

午後二時十三分開議

議事日程 第十八號

昭和二十二年三月十七日

午後一時開議

第一 暈和二十二年度歳入歳出豫算

(前會の續)

第二 暈和二十二年度特別會計歳入歳出豫算

(前會の續)

第三 (改)第二號 暈和二十一年度政定歲入歳出總豫算追加案

(前會の續)

第四 (改特)第一號 暈和二十一年度特別會計政定歲入歳出豫算追加案

(前會の續)

第五 (改追)第一號 暈算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

(前會の續)

第六 日本銀行法の一部を改正する等の法律案(政府提出)

(前會の續)

第七 金融機關債券發行特例法案

(政府提出)

第八 郵便法の一部を改正する法律案(政府提出)

(前會の續)

第九 地方自治法案(政府提出)

第一讀會

提案者

竹田 儀一君 大久保留次郎君
田原 敏男君 中西伊之助君

豫算委員

岡部 得三君(苦米地
吉君補闕)

豫算委員

岩吉君(石原圓
吉君補闕)

豫算委員

上林山榮吉君(武田キ
ヨ君補闕)

豫算委員

第六部選出

豫算委員

服部 岩吉君(石原圓
吉君補闕)

豫算委員

吉君補闕)

豫算委員

第六部選出

豫算委員

吉君補闕)

豫算委員

衆議院議員選舉法の一部を改正する

法律案(政府提出)委員

辭在菊池長右エ門君 補闕大井直之助君

辭在戸田里子君 補闕鈴木義男君

虎雄君 補闕佐竹晴記君

教育基本法案(政府提出)委員

辞在江川篤信君 補闕椎熊三郎君

辭在中田榮太郎君 補闕松原一彦君

○副議長(井上知治君) これより會議を開きます。日程第一ないし第五の豫算案を一括して議題となし、討論を繼續いたします。金光義邦君。

第一 昭和二十一年度歲入歲出豫算案(前會の續)

第二 昭和二十一年度特別會計歲入歲出豫算案(前會の續)

第三 (改)昭和二十一年度改定歲入歲出豫算追加案(前會の續)

第四 (改)特第一號昭和二十一年度特別會計改定歲入歲出豫算追加案(前會の續)

第五 (改)第一號豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(前會の續)

〔金光義邦君登壇〕

○金光義邦君 私はたゞいま議題となつております。昭和二十一年度總預算及びその他の諸案について、日本進歩黨を代表して賛成の意を表するものであります。

明年度の豫算は、インフレーションの現状に鑑み、財政収支の調整に配慮する。

せられております。インフレ現象が、國家の赤字財政のための通貨の増發を原因とするといふことは、古來財政上の通じてあります。形式上とは申しながら、財政の收支の調整という一つのわくをはめたことは一大進歩であり、こゝに特に留意せられたる政府の開きます。日程第一ないし第五の豫算案を一括して議題となし、討論を繼續いたします。金光義邦君。

せられております。

なお金融機關の情實による貸出しを極力制限する必要があります。

さらに主要食糧の運配、缺配が都市生活者の家計を脅かすことは言うをま苦心は認められるのであります。この點、日本社會黨の返上論は、政府に対する警告としてはよいでありますようが、事實上の政治に即してみた場合、すこぶる根據を失うと思われるのあります。(拍手)

しかしながら財政の收支のみを調整いたしましても、なおその他にいわゆるインフレの原因は多々あるのであります。政府はこれらの點に留意し、まして、政府はこれらの方針をもつて、政府はこれらの點に留意し、通貨價值の安定に對しては格段の努力を拂うべきであります。なんとく賠償撤去に要すべき經費は、必要資材の援助及び相當期間にわたる分割支出等の方法により、國民經濟の破綻をきたさない限度に止めるよう、關係方面に極力懇請せられたいであります。

進駐軍關係その他の土建事業に對しては、生産意欲を振興するとともに、その監査の制度を充實せられたいのであります。金光義邦君 私は日本農民黨を代表いたしております。私は日本農民黨を代表いたしまして、昭和二十一年度一般會計豫算、同特別會計豫算につきましては、社會黨の森戸議員からの動議に賛成をいたしました。私は日本農民黨の觀點から、森戸氏の言われたが、その日の生活に困るからこの豫算を直さなければならぬと主張して、六箇月も放つておいてよいほど樂であつたかどうか。これが實に官公職員が仕事をしておらぬ實績である。地方の町

の公債処理方針を明確にすべきであります。また換物思想防止のため、重い罰則を設けるべきであります。まず日本が敗戦をいたしまして、今まで日本が敗戦をいたしました。それが現在十部になつておるのですが、これが過般商工省によつて用があつて行つてみます。人はます／＼殖やし、ますまでビンボンをやつておる。これが留意を拂わないのであります。

産業の復興、その他重要な諸問題に關しては、同僚諸君により豫算總會において慎重に審議を重ねられたところでありますから、私はその一切の議論を省略し、困難なる政治、經濟の現状において、なお財政收支の均衡を得るために拂われたる政府の努力を多とするとともに、その運用に關しては萬全の注意を拂われ、もつて經濟危機の突破に萬難なきを期せられたいこと

を附言いたしまして、本案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(井上知治君) 北政清君。

〔北政清君登壇〕

○北政清君 私は日本農民黨を代表いたしました。昭和二十一年度一般會計豫算、同特別會計豫算につきましては、社會黨の森戸議員からの動議に賛成をいたしました。私は日本農民黨の觀點から、森戸氏の言われたが、その日の生活に困るからこの豫算を直さなければならぬと主張して、六

箇月も放つておいてよいほど樂である。しかし給料の高い連中ばかりであります。課長以上は少くとも首を切るべ

て、あとの方は、胸に手をおいてみればわかる。こういう逃げ口である。これらは、しかも給料の高い連中ばかりであります。課長以上は少くとも首を切るべ

る。警察署長もそうである。特高の巡査の首は切つたが、警察署長はどうす

るか。思ふ存分使つたのは警察署長で

げなければならぬ。それには、不要な事務的な方面はできる限り節約をしなければならぬのであります。しかるにこの豫算を見ますと、二千數百億の厖大な豫算の大半が入件費であります。

この入件費は、戰爭中からぐん／＼増し、戰争後にいたりましても、さらには、た。お晝の時間に、どうだ、午後の二時までビンボンをやつておる。これが増して、あらゆる省、あるいは廳、局等、増しに増していまして、それに對して一つも手を觸れておらぬ。不要な機関に莫大な經費をかけ、そして國民のほんとうの働く者にこの負擔をかけさせられるのであります。

給料を植上げせよと叫んでおる。かよ

から返上する。こういうのである。しかもこれらの官僚の人たちはどうしたか。官公職の追放にあたつても、地区の村長まで追放した。一體誰がやられたのか。村長にむりやりやらしめたのは、官廳の人間ではありませんか。米英撃滅と大きな看板をあげさせたのは、世界に珍らしいであります。實例をもつて申し上げますならば、去年の七月、われ／＼がこゝで議決いたしました國民學校教員の給料、これは何箇月かゝつたか。六箇月もかかつて、一月ごろになつてやつと拂つたであります。かかるにわれ／＼が、その日の生活に困るからこの豫算を直さなければならぬと主張して、六箇月も放つておいてよいほど樂である。皆の胸に手をおいてみればわかる。一方は法律で追放しておいたところの責任者だけでも追放しなければならない。

しかるにこの間内務大臣は何と言つておるか。皆の胸に手をおいてみればわかる。一方は法律で追放しておいたところの責任者だけでも追放しなければならない。

しかるにこの間内務大臣は何と言つておるか。皆の胸に手をおいてみればわかる。一方は法律で追放しておいたところの責任者だけでも追放しなければならない。

しかるにこの間内務大臣は何と言つておるか。皆の胸に手をおいてみればわかる。一方は法律で追放しておいたところの責任者だけでも追放しなければならない。

しかるにこの間内務大臣は何と言つておるか。皆の胸に手をおいてみればわかる。一方は法律で追放しておいたところの責任者だけでも追放しなければならない。

しよう。これが胸に手をおいておるかどうかしらぬ。私はこれらのことについても何ら考慮されておらぬと思う。こういふ意味合いでおいて、行政整理を急速に断行するのでなければ、この豫算はだめである。これは半分の豫算で済む。

その次は公廳、公社問題であります。が、今申し上げましたような、仕事をせない代表的な役人が、産業の統制にまで、しかも現物を押えて乗り取ろうとしておるのは、これでござります。何と言おうとも、今までの戦時でも、現在でも、官僚統制に何一つあつたものがありますか。役人も、そななことを言うて物の植段をきめる。どんなふうにきめたか。みかん三つと米二升と同じにきめておる。今肥料でもその他の物でも、これらにもたしたら、一體どうなるのか。狂人に刃物を持たせたとよく申しますが、これよりもまだ悪いものだ。日本の國民はどうして滅びていかなければならぬかと思うと、涙がこぼれる。官僚が産業にまで食いこむ。かくして彼らの官僚獨裁政治を行おうとするところの案と信じますが、ゆえに、このようなものが豫算に現われておる以上、断じて許されぬであります。

次いでは農産物價格の問題で申し上げたいと思うのです。これも官僚である。私は昨年の八月二十七日、食糧緊急措置令に反対の意見を申し上げておきました。現在私の言ふた通りになつ

ておるではないか、こう申し上げた
い。何ゆえの缺配ぞや。あり餘つてお
るものこの東京においても、二週間の缺配
だ。それでも大臣方は立派に生きてお
られる。しかし食うことの方法を國民
に教えてやつたらどうか、私はそう思
う。

これはどこに誤りがあるか。米價に
いたしましても、極端な無謀な價格が
遂にこれに導いてしまつたのであります
。まず小さな例で申し上げますなら
ば、食糧營團が一俵いくらで米を販賣
しておるか。こう言いますと、六圓八
錢であります。農民から買上げる價格
は五圓五十錢、これに一圓國家が負擔
をいたしまして、四圓五十錢で消費者
價格となる。それが事實は、消費者は
六圓八錢で買う。その差一升一圓五十
八錢。そのほかに農民の出した俵、な
れどいうものは、今一俵二十圓かより
ます。一石五十圓、一升五十錢でござ
いますから、一石にいたしまして二百
八圓という厖大なものが、食糧營團に
とられておるのであります。

この一升一圓の補給金は、消費者に
やつておるのか、食糧營團にやつてお
るのかどつちなのだ。消費者には何の
役にも立つておらぬ。あるいはそれは
精米費が要ると言うだろ。あるいは
運賃が要ると言うだろ。運賃だつて、
その縣で消費する以外のものが運賃に
かかるのだから、一升にいたしまつたら
いくらかよるか。二錢か三錢しかか

るはずがないのであります。また精米費にいたしましても、今のぬかは、米の重量に比べて、従量價格にいたしますれば、ぬかの方が高いのでござります。しかばねぬかで精米貯は樂に出る。一%ぐらい減るでありますよが、減つたからとて問題はないでありますよう。そのほかにも食糧營團に、食糧調整用の莫大な金を與えておるのであります。

かくいたしまして、いわゆる官僚的な行き方は事ごとにちぐはぐをいたしておりまして、今の缺配、過配が行われておるのであります。一體たゞ農民からとつて、そうして消費者に並ばせて、そこで現金で賣るもののが、何のために一升について二圓からの利益をとらなければならぬのでありますか。私どもは空俵だけでも十分ではないか、こう申したいのであります。これは生産者にも、消費者にも、ひとつも役に立たない捨て金であります。

先ほど私は公廳問題に反対いたしましたが、それと同様、役人のやる仕事はみなこれなんである。せめてこの二百圓——あるいは五十圓はかかるとしても、百五十圓でもこれを生産者に増してやりますならば、もつと出荷はよくなるでありますよう。このよな意味におきまして、この食糧調整に對する大きな核算は、まったく不用な金であります。これが一石千五百圓にせなればならぬから、千圓は消費者がもつ、五百圓は國でもとうとい話ならばわ

かります。そうではないのだ。たゞ食糧團のあの職員、官僚と、米プローカーの固まりにたゞこれをとらせてしまふのであります。かような意味においても、まことに無益な食糧調整の費用であります。これだけの食糧危機だと言ひながら、この豫算を編成するにまつたく考えておらぬ。
かよろくな状態でいきますならば——
最近新聞を見ますと、われゝ議會できめた食糧調整委員の申告があろうとなからうと、どん／＼やると新聞には出ております。かくして農民をいじめつけることはいゝが、一體本年いくらの生産になるかといふことを今から豫想してもららなければ、私はこゝで申し上げておきます。このまゝの状態でいきますならば、今年いかに天候がよくても、去年の収量より二割以上に下ります。そのときもし他からの援助を得られなかつたなら、日本人は何を食うつもりか。この重大なことが今眼に見えている。

過般委員會において、農林大臣はある程度の價格を考えてみようといふ御答辯をしておられるけれども、今からあとでは既に遅いのです。官僚の方は、いつも済んでしもうてから考へてゐる。農民は今年米を何反つくるか、何町つくるか、今きまるのでござります。米一反歩つくつて千圓、チュー・リツブの根をつくると、一反で一萬圓になる。この千圓はどうしても生活ができないので、やはり經濟的作物

に移らざるを得なくなる。
また單にそろばん勘定からのみ言う
など、しきりに言われるけれども、肥
料は一體いくらになるか。昨年二月六
日、この緊急勅令を出した同じ日に、皮
肉にも二十六倍、一遍に値上げしたの
でござります。これらは財閥の言う通
り、資本家の言う通りにきく、農民か
らは五圓五十錢で搾りとる。これで日
本人がどうして生きていくましょう。
私は日本國民全體の食糧問題に关心感
を與えざる以上、日本の再興なりがた
しと斷言するものであります。いかに
インフレになるとからぬとか、石橋
さんががんばられても、昨日も汽車に
乗つてみると買出しで一ぱいです。あ
あして買出しに行つておつたら、工場
で仕事ができますか。それはおそらく
やみで買っているとは思つ。そういう
ふうに四、五みんなにつらい思いをさせ
る政治は、斷じてないのでござります。
次に私は農地改革の問題について申
し上げたい。なるほど農地改革におい
て若干の豫算は組んであるが、これも
人件費と會議費だけでござります。し
かしながら農地改革をやるその際に、
農民の困る場合にはどうするか。二言
目には農林大臣は、農業保険であると
われ／＼の質問に答辯しているではあ
りませんか。その農業保険の費用がい
くらであるか。災害を受けたら、一反に
三十圓か四十圓、そんなものが保険に
なりますか。このごろの米一升です。
そんな農業保険の豫算を組んだつて、

何にもならない。農民を小作農から自作農にしてやつても、やれ。これで安心して農業が営めるということにせなり以上、自作農にはなり得ないのであります。それでは自作農にするのでなくして農民追放になる。

またこの農業生産を殖やして、食糧の安心感を與えるために必要な農業技術員の俸給補助は、一體いくらになっているか。半額をやつて一億九千萬圓、二億圓近く出せば出せるものを、それをやらぬではないか。官吏の給料は、ゼネストで二割五分上げているのに、この有様です。また農業協同組合法案も未だに出ない。おそらく今議會にはもう出すつもりはなからうと思う。これらをやつてみて初めて生産は生きてくる。しかるにその生産を生かさずして、いかにインフレになるとかならぬとか論議しておつてもだめです。私はかような意味合いにおいて、この豫算總體を見て、昭和二十一年度はほんとうにやつて行く氣があるのかないのか、ほんとうにやつて行く氣がなさそうに見えるからこれを返上して組直しなさいと私は言うのである。以上をもつて私の討論を終る次第である。

○副議長(井上知治男) 川野芳滿君。

○川野芳滿君登壇

○川野芳滿君 たゞいま議題となつております昭和二十一年度歳入歳出豫算案ほか數件に對し、私は國民協同黨を代表して、簡単に若干の希望條件を附して、原案に賛成の意を表せんとするものであります。

昭和二十二年度豫算は、一般会計並びに特別会計を合合わせまして、二千數百億という、まことに厖大な數字に上るのであります。従つてその審議にあたりましては、慎重審議を重ねることは、もちろんのことであります。しかるに政府は、會期正に三分の二を過ぎたところの夫る三月三日に歳入歳出豫算案を、また去る十一日に特別會計豫算案を、それと御提案になつたのであります。しかし審議期間はきわめて短かく、ために率直に申すならば、十分なる審議を盡さざる部分もありますて、まことに遺憾千萬に考えておる次第であります。

される、いわゆる健全財政には矛盾するところ非常に多いのであります。特に勤労者、農民、中小商工業者等に多大の負擔をかけるのみならず、かえって失業者七百萬人を生ずる危険さえ多分に含まれてゐるのであります。しかるに公共事業費九十五億は、わずかに百八十万人の失業者を救済するに過ぎず、ゆえに失業者問題は、今後大きな問題となつてくるかと考えます。よつてわれらは、過ぐる九十議會において、戦時公債につき率直なる意見を申し述べましたが、すなわちこの戦時公債の利率引下げ、また償還年限の延長等を行いまして、これに伴う財源を民生安定の費用に充てられんことを切望する

るものであります。ゆえに政府は現下の實情を洞察されまして、物價體系を急に決定され、米、繭、肥料のごときものに對しては、十分なる價格調整等をもつて、速やかに新價格を決定することを要望いたすものであります。

また三十億の公廳費でありますが、たゞいまも北委員より反対意見があつたようであります。官僚統制の焼き直しは、すなわち不必要であると私は考えます。ゆえにこれらの豫算を農村振興、あるいは中小商工業の振興の費用に充てられんことを切望いたしました。殊に農業技術員の問題であります。農業技術員の使命は、まさに重大であります。農業技術員補助によるがゆえに、政府は農業技術員の増産は必ず期し得られると思いまして、少くとも二億一千万の補助金を

の國庫補助を與うべきなりと思うのであります。

次は鐵道運賃の値上げであります。が、政府は近く赤字補填のために鐵道運賃の大幅値上げを計畫されているようであります。なるほど鐵道會計の赤字は、昭和二十一年末におきまして五十三億、さらに昭和二十二年におきましては八十三億あることは、私も承知いたしております。しかし鐵道運賃の値上げは、國民生活に重大なる關係を有するものでございます。すなわちインフレ助長の大原因となり、物價騰貴の素因をもつくり、從つて歳出實行不能の因もつくられると考えまするがゆえに、政府は經營の合理化を斷行され、経費の節約をはかり、その値上げを最小限度に食い止めるべきものであると思う次第であります。殊に貨物運賃の値上げのごときは、大いに考慮を要する問題であると考えます。

額をなされんことを要望するものであります。(拍手) 次は教育費の問題であります。が、しかし豫算措置といふものは、まさに貧弱なものでございまして、遺憾的であります。豫算は断行されまして、不満であることを表明するものであります。ゆえに文教豫算に對しましては、一段の熱意と誠意を要望するのであります。殊に學制改革の結果下級中等學校に充つべき施設なき市町

その他要望する點は多數ございま
すが、時間の關係でこの程度にしたい
と思ひまするが、要は國民をして生活
の安定を得せしめるということであ
る。(拍手)それには言行一致の政治が
特に必要であると考えます。しかるに
政府は口に議會政治を唱えながら、實
際はどうであるか。九十議會、九十一
議會におきまして、官公吏優遇が叫ば
れたが、一向耳をかさなかつたところ
の政府が、一度ゼネストの嵐に遇う
や、直ちに中勞委員會に頼んで、官公

〔庄司一郎君登壇〕

○庄司一郎君 統計法案、並びに本法

案の委員會に併託されましたる二法案の經過並びにその結果を、これよりきわめて簡単に御報告を申し上げたいと思ひます。

ならば、本法案は、統計上の眞實性と

その正確さを確保し、調査の重複を避け、その體系を整備し、もつて統計制度の改善向上をはかるの必要上、提案されましたことは、既に政府の提案説明により十分御承知の通りであります。

そこで本委員會は去る十一日より開催をいたしまして、まず理事には花村四郎君、青木泰助君、氏原一郎君の御三君が當選され、委員長には不肖私が當選をいたしました。當初政府より入江法制局長官、美濃部統計委員會事務局長等より、提案理由の詳細なる説明を聽取した後において、委員各位より活潑なる質疑が行なわれました。たゞいまの二、三を御紹介申し上げたいと思ひます。

その一は、現行官廳統計の信頼すべからざる不正確さをまることの調査を根本的に改善するには、政府はいかなる具體策をもつていてかといふ問いに對しましては、政府はまず末端組織の完備、機構の改革、都道府縣並びに市町村等の統計専任職員の設置等により、一方また統計に關する教育の普及發達をはかり、國民全體にも統計にする理解と、深き協力を求めて、漸

進的に善處していきたい旨の答辭があ

りました。提案であられましたる附帶決議を、委員長朗讀の上終了とし、お詣りいたし

ましたところ、各派共同提案に御同意從來あまりにも官僚獨占的偏重のきらいはなかりしや、民間幾多の權威あるところの統計界の人材を民主的に起用する用意は政府においてないかとの問に對しましては、政府は、この後は

一層民主的の線に沿うて、民間の權威者のために門戸を開放し、もつて御協力を願いたいとの意味の答辭がありました。

また、政府はもつばら産業生産方面と經濟面だけの統計調査にのみ重點を置いておるようであるが、時局下社會的あるいは文化的方面の統計の調査にいかなる施策ありやとの問い合わせに對しましては、現下わが國の特殊性により、もつばら經濟統計方面にのみ重點を置いてきたことは事實であるけれども、この後は文化統計、社會統計方面をも決して軽んずるようなことはしないとの答辭がございました。

このほか、十數項目にわたる適切なる質疑應答が行われたのであります。が、詳細は速記録等に譲らしていただきまして、去る十四日討論に入り、自由黨を代表して今井はづ君、進歩黨を代表して森山ヨネ君、社會黨氏原一郎君、國民協同黨丸山一郎君より、それぞれ各黨を代表されまして原案賛成の旨述べられ、採決の結果、全員起立賛成をなされ、こゝに本法案は可決されました。引續き委員氏原一郎君の御

あるのであるが、不幸次の議會に譲るよりほか、會期切迫のためいたし方なかつたとの答辭があつたのであります。

本法案に關し、また關連して、委員長よりもその補充質問を一、二いたしました。すなわち第一、今般選舉に立候補せんとする者の資格審査申請書の第一ページの中に、かつて逮捕、監禁報告申し上げます。本法案に關しましては併託第二の恩赦法案について御

充を急速に實現することが特に重要である。政府はこの點に遺憾な

きを期せられたい。

次は併託第二の恩赦法案について御報告申し上げます。本法案に關しましては、去る十四、十五の兩日にわたり、委員會は慎重審議したのでござります

るが、劈頭ます木村司法大臣は、本法

は新しい日本憲法の施行に順應し、必

要に迫られ、こゝに新たに恩赦法を制

定し、大赦、特赦、減刑、復權のほか

に、さらに刑の執行の免除等をも加え

て提案せる旨の説明あり、十四日質疑

にはいりました次第であります。

委員中よりは、いかに本法の恩赦に

よる復權して、いわゆる公民権を得

ますても、刑餘者の前科を根本的に抹消せざんば、そのありがたみはな

いじやないか、何がゆえに前科抹

消の關係を本法の中にうたわなかつ

たのであるかとの質問に對しましては、政府は、今議會に提案する豫定

日の、恩赦を發布する用意を政府はもつ

ておらず、また本法は可決と決定し

た次第であります。

は、長期受刑者中、その罪名、罪質等の關係ではあります。が、恩赦の恩典に浴し得ざりし者が相當の數ある。

刑務所中において、これら長期受刑者は、非常なる不平と不満とをもつておる。のであるが、彼の人々も、戰時中においてはその食糧の量を減ぜられ、その労働をきわめて強化された人々であつたのである。この際本法を活かします。すなわち第一、今般選舉に立候補せんとする者の資格審査申請書の第一ページの中に、かつて逮捕、監禁

報告をいたしました。すなわち第一、今般選舉に立候補せんとする者の資格審査申請書の第一ページの中に、かつて逮捕、監禁

一、小学校における教育の目標をなは充分に達成して、國家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二、社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を中心とする態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

三、学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第三十七條 中学校の修業年限は、三年とする。

第三十八條 中学校の教科に関する事項は、第三十五條及び第三十六条の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第三十九條 保護者は、子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十五才に達した日の属する学年終りまで、これを、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が就学させなければならない子女は、これを学齢生徒と称する。

第四十條 第二十一條、第二十二條、第二十三條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十四條までの規定は、中学校に、これを準用する。

第四十一條 高等学校は、中学校においては、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

第四十二条 高等学校における教育

については、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

第四十三条 中学校の修業年限は、三年とする。

第四十四条 高等学校には、通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時間及び時間において授業を行う課程を置くことができる。

三、社会について、廣く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第四十五条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第四十六条 高等学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。

前項の規定によつて保護者が就

学させなければならない子女は、これを学齢生徒と称する。

第四十七条 高等学校に入学する三年とする。

第四十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

第五章 大学
る教育を行うことができる。
通信による教育に関し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第五十九條 高等学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならぬ。

第四十九條 高等学校は、中学校に

第一項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えるものとする。

第五十条 第二十八條第三項から

第三項まで、第六項及び第七項並びに第三十四條の規定は、高等学校に準用する。

第五十一条 第二十八條第三項から

第三項まで、第六項及び第七項並びに第三十四條の規定は、高等学校に準用する。

第五十二条 大学は、学術の中心と

して、廣く知識を授けるとともに、深く専門の学識を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を展開させることを目的とする。

第五十三条 大学には、数個の学部

及び別科を置くことができる。

高等学校の専攻科は、高等学校

若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十四条 大学には、夜間に

て授業を行う学部を置くことができる。

必要な事項は、監督廳が、これを定める。
第五十五条 大学の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する学部及び前條の学部については、その修業年限は、四年を超えるものとする。

第五十六条 大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

第五十七条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十八条 大学には、学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならぬ。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学の別科は、前條に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

大学の別科は、前條に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

当する学校教育を修了した者を含む。又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十九條 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

大学の専攻科は、大学を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十六条 大学には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

第五十九條 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならぬ。

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第六十條 大学の設置の認可に關しては、監督廳は、大学設置委員会に請問しなければならない。

第六十一條 大学には、研究所その他研究施設を附置することができる。

第六十二條 大学には、大学院を置くことができる。

第六十三條 大学に四年以上在学生は、一定の試験を受け、これに合格した者は、学士と称することができる。

第六十四條 監督廳が、これを定める。

第六十五条 公立又は私立の大学は、文部大臣の所轄とする。

第六十六条 大学院は、學術の理論及び應用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄與することを目的とする。

第六十七条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、單に一個の研究科を置くものもを大学院とすることができる。

第六十八条 大学院に入学することができる者は、第五十七條第二項に規定する者とする。

第六十九條 大学院を置く大学は、監督廳の定めるところにより、博士その他の学位を授與することができる。

第六十條 大学設置委員会は、監督廳に請問しなければならない。

第六十一條 大学設置委員会に請問しなければならない。

第六十二條 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

第六十三條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六十四條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六十五條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六十六條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六十七條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六十八條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第六十九條 大学においては、公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第七十條 第二十八条第六項及び第四十五条の規定は、大学に、これを使用する。

第七十一條 特殊教育

第七十二条 盲学校、聾学校又は養護学校は、夫、盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者を就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

第七十三条 小学校、中学校及び高等学校には、左の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

第七十四条 都道府縣は、その議会の議決を経て、その区域内にある学齡兒童及び学齡生徒の中、盲者、聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある者を就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

第七十五条 小学校、中学校及び高等学校には、左の各号の一に該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

第七十六条 第十九條、第二十七條、第二十八條（第四十条及び第五十二条において準用する場合を含む。）第三十四条、第三十七條、

護学校の小学部及び中学部の教科及び教科用図書、高等部の学科、教科及び教科用図書又は幼稚園の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、監督廳が、これを定める。

第七十七条 幼稚園は、幼稚園に准じて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第七十八条 幼稚園は、前條の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

第七十九條 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十一条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十二条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十三条 第一條に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。

第八十四条 都道府縣監督廳において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行ふものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前條の規定によらせることができる。

第八十五条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する

第四十五条から第四十八条まで、第五十条、第八十条及び第八十一条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、これを準用する。

第八十六条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十七条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十八条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第八十九條 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十一条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十二条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十三条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十四条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十五条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十六条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十七条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十八条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第九十九条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百一条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百二条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百三条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百四条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百五条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百六条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百七条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百八条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百九条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十一条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十二条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十三条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十四条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十五条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十六条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十七条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

第一百十八条 幼稚園には、園長及び園長は、園務を掌り、所属職員を監督する。

る施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。

第八十六條 町村制を施行していない地域においては、この法律における町村及び町村学校組合に関する規定は、その地域におけるこれに準すべきものに、これを適用する。

前項の地域において、この法律により難い事項のあるときは、都道府県監督廳は、特別の処分をすることができる。

第八十七條 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

第八十八條 この法律に規定するもの以外、この法律施行のため必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第九章 罰則
第八十九條 第十三條の規定(第八十三條第三項において準用する場合を含む。)による閉鎖命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一万元以下の罰金に処する。

第九十条 第十六條の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第九十一条 第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しない者は、これを一千円以下の罰金に処する。

第九十二條 第八十三條第二項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第九十二條 第八十三條第二項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附則

第九十三條 この法律は、昭和二十一年四月一日から、これを施行する。但し、第二十二條第一項及び

第三十九條第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における

就学義務並びに第七十四條に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、勅令でこれを定める。

公立学校職員年功加俸國庫補助法

第九十四条 左に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

公立学校職員年功加俸國庫補助法

第九十五条 義務教育費國庫負担法

第九十六条 第三十九條第一項に規定する保護者の義務は、昭和二十一年度においては、子女の満十三才に達した日の属する学年の終りまでとする。

当分の間昭和二十三年度以降における、第三十九條第一項に規定する保護者の義務に関しては、勅令で、これを定める。

第九十七条 この法律施行の際、現に存する從前の規定による國民学校、國民学校に類する各種学校及び國民学校に準ずる各種学校並びに幼稚園は、夫々これらをこの法律によつて設置された小学校及び幼稚園とみなす。

第九十八条 この法律施行の際、現に存する從前の規定(國民学校令を除く。)による学校は、從前の規定による学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、從前の

第九十五條 義務教育費國庫負担法

の一部を次のよう改正する。

第一條 公立ノ小学校及中学校ノ義務教育ニ從事スル職員(勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ノ俸給、特別加俸、死亡賜金及勅令ヲ以テ定ムル旅費ノ爲都道府縣ノ於テ要スル經費ノ半額ハ國庫ニ於テ之ヲ負擔ス。

第三條中「北海道地方費及府縣」を「都道府縣」に改める。

第九十九條 前條に規定する学校に係る教員免許狀の效力、授與その他に關しては、第九十四條の規定にかかわらず、文部大臣の定めるもの外、なお從前の例による。

第一百條 従前の規定による学校が、第一條に掲げる学校になつた場合における在学者に関し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第一百一條 従前の規定による学校の卒業者の資格関し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第一百二條 第二條の別に法律で定める法人とは、當分の間、農業会その他のこれに準ずる公共團體又は民法による財團法人とする。但し、盲学校、聾学校、養護學校若しくは幼稚園又はこの法律施行の際、現に存する從前の規定による学校

で、民法による財團法人でないもの又はその設置者が民法による財團法人でないものの設置者は、當分の間、民法による財團法人であることを要しない。

第一百三條 第三條、第六條第二項、第八條、第十一條、第十二條第一項、第三十條、第二十一條第一項、第二十二條第二項、第三十八條、第四十三條、第四十五條第二項、第四十七條、第四十八條第二項、第四十九條、第七十三條、第七十九條、第八十三條第四項及び第八十八條の規定(第四十條において準用する場合を含む。)にかかる

第二百三條 小学校及び中学校には、

第二百八條の規定(第四十條において準用する場合を含む。)にかかる

第二百九條、第七十三條、第七十九條、第八十三條第四項及び第八

八條の監督廳並びに第四條及び第

二十三條に規定する定をなす權限を有する監督廳は、當分の間、これを文部大臣とする。但し、文部大臣は、その権限を他の監督廳に委任することができる。

規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に関する規定は、文部大臣が、

規定期(第四十條において準用する場合を含む。)にかかるわらず、當分これを定める。

第一百四條 市町村は、第三十一條の規定により改定する。

前二項の規定による学校に関する規定(第四十條において準用する場合を含む。)にかかるわらず、當分これを定める。

第一百五條 中学校は、當分の間、尋常科修了者に対して、通信による教育を行なうことができる。

第一百六條 中学校は、當分の間、尋常科修了者に対して、通信による教育を行なうことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

私立学校においては、前項の規定により委託を受けた義務教育について、授業料を徵收することができない。

私立学校においては、前項の規定により委託を受けた義務教育について、授業料を徵收すること

ができる。

常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによ

る。

常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによ

る。

常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

これを置かないことができる。

市町村は、第三十一條の規定(第四十條において準用する場合を含む。)にかかるわらず、當分

規定(第四十條において準用する場合を含む。)にかかるわらず、當分

規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に関する規定は、文部大臣が、

規定期(第四十條において準用する場合を含む。)にかかるわらず、當分これを定める。

第一百四條 市町村は、第三十一條の規定により改定する。

前二項の規定による学校に関する規定(第四十條において準用する場合を含む。)にかかるわらず、當分これを定める。

第一百五條 中学校は、當分の間、尋常科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによ

る。

常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによ

る。

常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

前項の教育に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによ

る。

常小学校卒業者及び國民学校初等科修了者に対して、通信による教

育を行なうことができる。

○山口喜久一郎君 議事日程變更の堅

急動議を提出いたします。すなわちこの際、政府提出教育基本法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議

○議長(山崎謙君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

「日興議なし」と呼ぶ者あり】

（山崎猛春）御迷惑なしと認めます。よつて日程は変更せられました。

教育基本法案の第一議會の續を聞きます。

教育基本法案(政府提出)
第一讀會之續(委員長報告)

一 教育基本法案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと
議決した因つてここに報告する。
昭和二十二年三月十七日

委員長 椎熊 三郎

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君 教育基本法案の委員會の經過並びに結果之御報告申上す

の経過真に結果を従事者曰く

本法案は、去る三月十三日に本會會託と相なつたのであります。翌十四日委員會を開きまして、委員長、理事の上程せられまして、十八名の委員付託と相なつたのであります。

官報號外 昭和二十二年三月十八日

爲信君、理事には小川原政信君、山口光一郎君、及川規君、以上が選擧せられました。その後委員長において、やむを得ざる事情がありまして辭任せられましたので、私が改めて委員長に推舉せられました。

この法案は、政府の説明によりますと、新たに日本の教育の基本を確立するため、教育の目的を明示し、また日本國憲法の精神に則り、これと關連する諸條項を定める必要から、この法案を出したと申しております。委員會は、去る十四日より十五日に至る間、各委員、熱心なる御審議がございましたが、十五日午前十一時より委員會を開きまして、討論を行いました。以下、委員會の経過について御報告申し上げます。

委員會における質疑の大要を御紹介申し上げますと、まず第一に、教育勅語と教育基本法との關係、並びに教育基本法の根底をなす思想の問題であります。これに對しまして政府は、教育勅語と、教育基本法にうたう教育の理念とは、矛盾するものではない、しかし教育勅語はなしろ明治二十三年にできたもので、今日においてはさらにつぶやかれて、これを補足しなければならぬ點が多い。また從來教育勅語の解釋についても、その意味を理解せらるべき觀を呈する點もあるので、教育基本法を國民の代

表たる議會の議に付して、法律の形をもつて制定することによつて、今後の教育方針を定めたい旨の答辯がありました。また教育基本法の根底をなす田想については、平和國家建設のために、人格の完成という目的を掲げて、個人の尊嚴と價値を認めることを基礎とする旨の答辯がありました。

第二には、第三條の教育の機會均等の條項、及び第四條の義務教育に関する問題であります。すなわち形式的には教育の機會均等が與えられていても、實質的に、育英なり、奨學なりの方法が擴大充實せらるゝのでなければ、教育の機會均等の精神は徹底せらるゝものではないのではないかと、いうのではありません。政府からは、現在の大日本育英會における奨學費の増額及び奨學生の増員等について説明があり、またこの趣旨徹底に今後十分努力する旨の答辯があつたのであります。これに對して政府は、勤労青少年に就學の機會を大いに與えなければならぬとの意見があつたのであります。さらに義務教育にして政府は、定時制ないしは夜間の高等学校を充實して、青少年が進んで就學を希望するように仕向けるほか、通信教育、職場教育等によつて、勤労青年の意見があつたのであります。されば、授業料を徴收しないのみならず、學用品の無償をも規定すべしとの意見があつたのでありますが、これについては、授業料を徴收しないのみならず、學用品の無償をも規定すべしとしたのであります。その精神には賛成

は、遺憾ながらかゝる段階に達して、ないという答辯があつたのであります。

第三に、第六條學科上に關するのであります。すなわち教員の身分の尊重、待遇の適正について、政府はかかる點を考慮しておるかといふ問であります。これと關連して、教員身分の尊重は、單に物質上のそれによらず、精神上の身分の尊重にまでるべきであるという意見があつたのがあります。政府は、こゝにこの法によるところの身分の尊重といふは、精神上のそれをも含んでおるものである、教員の身分の尊重については、具體的に目下種々考究中であるが答辯いたされたのであります。

第四の問題といたしましては、第條政治教育に關するものであります。法律に定める、學校の教員の政治運持し、またこれに反対するための政策、その他政治的活動をしてはならない旨を規定しているが、その他の場合は原則として自由であります、すなわち選挙法上の制限ないしは教育者によるとから生ずる道徳的制限があるとか、こゝにこれをなすことは自由である旨、政府の立場がありました。さしこれと關連して、學園内における學生徒の政治運動をいかに考えるか

の質問に對しまして、政府は、一定年齢に達した學徒の政治運動は差支えないと、學園内においてそれを行うことの對しては、教育の目的の達成と、學園の秩序維持のため、その活動には一定の制限があるべきであると思う旨の答辯がありました。それについて、なほおその制限の範囲は學校の段階によつて異なる、中學校、高等學校、大學と、その段階によつて異なる、それは學徒の自覺と、學校當局の判断に任せらるべきものであるとの答辯があつたのであります。

第五に、第十條教育行政に關連しきして、第一項の意味について質疑應答があり、また地方教育行政制度一般について種々意見の開陳があり、政府においては、これが改革についてほどぞの成案を得て、目下關係各方面と打合せ中である旨の答辯があつたのであります。それがたゞいま上程になつて、文部大臣から御説明があつた案の内容に盛られておることであると私は想像いたしました。

最後に、この教育基本法は、教育の基本原則を示しておるため、概して抽象的規定が多いので、この法律を一片の法令に終らしめないために、この基本法の精神の趣旨徹底並びにこれが實現に向つて、政府は最善の努力をいたすべきであるとの希望意見が、熱心に主張せられました。

大陸質疑の内容は以上のごとくでありますたが、質疑を終局いたしました。

卷之三

て、討論にはいりましてから、重大なる點について修正意見が出ました。これはかなり委員會でも問題になつた點で、この法案の大精神には各黨とも贊成しております。しかしながら少數で敗れたりといえども、この少數意見は必ずしも無理を言つてゐるのもなし、當然のことであるから、特にこの點については、本會議において詳細に報告してもらいたいという希望等もございましたので、修正意見については、やや詳細に御説明申し上げたいと思います。

第一の修正は、國民協同黨からでございます。第三條第二項の「國及び地方公共團體は」の次に「學校の設立配置を適正にし且つ」こういう文句を入れるのであります。第二は、第三條第三項として「すべて國民は、その教育を受けた學校の程度種別等によつて差別されない」という一項を加える。これは今までの幾多の文部省關係法律でも、私學と官學との差別は一應はなきことにはなつておるが、現在の實社會では、まつたく多くの差別がござります。不當に差別をしております。私學と官學との差別、あるいは地方の高等学校と中央の高等學校との差別、これが教育上はなほだおもしろくない結果をもたらしておるし、またこれが教育の本質を無視すること重大なるものであります。ごもつともな點が多いの

見は必ずしも無理を言つてゐるのもなし、当然のことであるから、特にこの點については、本會議において詳細に報告してもらいたいという希望等もございましたので、修正意見については、やや詳細に御説明申し上げたいと思います。

第一の修正は、國民協同黨からでございます。第三條第二項の「國及び地方公共團體は」の次に「學校の設立配置を適正にし且つ」こういう文句を入れるのであります。第二は、第三條第三項として「すべて國民は、その教育を受けた學校の程度種別等によつて差別されない」という一項を加える。これは今までの幾多の文部省關係法律でも、私學と官學との差別は一應はなきことにはなつておるが、現在の實社會では、まつたく多くの差別がござります。不當に差別をしております。私學と官學との差別、あるいは地方の高

校における義務教育については、學費を負擔することを原則とする。」こういうふうに訂正するのであります。なおそのほかに、これは字句の問題でございますが、第十條第二項に「教育行

政は、この自覺のもとに、」の次に「獨立して」という字句を插入する。こうに對しては、熱心なる説明がございました。修正案では、修正の案として、強く主張せられましたが、採決の結果は、遺憾ながら少數をもつて敗れたのでござります。

讀いて社會黨を代表いたしまして、永井勝次郎君から希望意見が述べられました。この希望意見についても、社會黨は熱心なる研究の結果、一時討論を休憩までして、その意見の出るのを委員會が待つたほどでござりますので、永井君説明のこの希望意見は、まことに内容においては尊重すべき點が多いのでござりますから、特に委員長から御聽取申上げておきます。

第一、本法案は從來の教育行政概念からすれば、相當進歩的な部分が認められるが、生産労動大眾の立場からこれを検討すると、第一に憲法に明記された教育の機會均等に関する大原則

を、本案において具體的にすべきにもかゝわらず、最も重要な經濟的づけを缺いておることは重大なる缺陷である。第二、學校教職員並びに學生の

政治運動に関する自由保障が明確に規定されております。ごもつともな點が多いの

であります。次は第四條第二項を「國又は地方公共團體は、その教育行

政は、この自覺のもとに、」の次に「獨立して」という字句を插入する。こうに對しては、熱心なる説明がございました。修正案では、修正の案として、強く主張せられましたが、採決の結果は、遺憾ながら少數をもつて敗れたのでござります。

○山口嘉久一郎君 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を本題といたします。

○山口嘉久一郎君 直ちに本案の第二

讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。

<p

第三十六條ノ二 通貨發行審議會ニ

關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十九條第三項を次のよう改める。

日本銀行ハ剩餘金中ヨリ拂込出資

金額ニ對シ配當ヲ爲サントスルト

キハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ但

シ其ノ配當ハ年五分ノ割合ヲ超ニ

ルコトヲ得ズ

同條第四項を削り、同條第五項中

「第三項」を「前項」に改める。

第四十條 削除

第四十七條中「政府」を「内閣」に改める。

附 則

この法律施行の期日は、各規定につき、勅令でこれを定める。

この法律の施行に關し必要な規定は、勅令でこれを定める。

第三十九條第三項の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和二十年四月一日を含む事業年度以後の事業年度につき、これを適用する。

第十六條の改正規定施行の際現に日本銀行の總裁及び副總裁たる者は、その残任期間を限り、改正後の同條の規定により、就職しているものとみなす。

日本銀行は、当分の間、剩餘金の配當をしない場合においては、剩餘金の金額から日本銀行法第三十九條第一項及び第二項の津付金に相当する金額を控除した金額を、拂込出資

金額に対し年五分の割合に相当する

金額に達するまで、特別準備金として積み立てなければならない。

日本銀行が剩餘金の配當をした場合において、その配當金額が、前項の規定を適用した場合に積み立てべき特別準備金の金額に達しないとき

は、その差額に相当する金額についても、当分の間、また、前項と同様とする。

前二項の規定による特別準備金（以下特別準備金といふ。）は、改正後の日本銀行法第三十九條第四項の規定の適用に関しては、これを改正後の同條第三項の規定による配當金とみなす。

特別準備金は、損失の填補又は主務大臣の定めるその他の目的以外には、これを使用することができない。

第三十九條第三項の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、昭和二十年四月一日を含む事業年度以後の事業年度につき、これを適用する。

第十六條の改正規定施行の際現に日本銀行の總裁及び副總裁たる者は、その残任期間を限り、改正後の同條の規定により、就職しているものとみなす。

日本銀行は、当分の間、剩餘金の配當をしない場合においては、剩餘金の金額から日本銀行法第三十九條第一項及び第二項の津付金に相当する金額を控除した金額を、拂込出資

金の金額の合計額を超える残余財産を以て國庫に帰属するものとする。

日本銀行特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第三條中「二十年」を「二十五年」に改める。

第一條 金融機関債券發行特例法案

第一條 金融機関再建整備法第十五條第一項に規定する新金融機関

金融機関債券發行特例法

第一條 金融機関再建整備法第十五

條第一項に規定する新金融機関

（以下新金融機関といふ。）は、同項に規定する旧金融機関（以下旧金融機関といふ。）が特別の法令に規定の適用に関しては、これを改正後の同條第三項の規定による配當金とみなす。

前二項の規定による特別準備金（以下特別準備金といふ。）は、改正後の日本銀行法第三十九條第四項の規定の適用に関しては、これを改正後の同條第三項の規定による配當金とみなす。

な事項は、勅令でこれを定める。

附 則

この法律は、公布の日から、これ

を施行する。

旧金融機関が特別の法令によつて

施行した債券で、その債務が金融機

関再建整備法に基き新金融機関が

されたものは、これを新金融機関と

第一條の規定により発行した債券と

みます。

〔國務大臣石橋湛山君登場〕

○國務大臣（石橋湛山君）たゞいま議

題となりました日本銀行法の一部を改

正する等の法律案ほか一件につきまし

て、提案の理由を御説明申し上げま

す。

言うまでもなく、通貨の發行が物價

よりも價値なるを要する次第であります。

その他國民經濟に及ぼす影響はきわめ

て甚大であります。従つて通貨對策は

最も慎重なるを要する次第であります。

最近の通貨の増減に對しまして

は、これが吸收のため目下自主的運動

として展開せられております貯蓄増強

ます。かくて廣く全般的な經濟情勢に

照し、また廣く各界の聲を聽くことによつて、通貨の適正量を定め、その發

行を規正し、もつてわが國經濟の健全

かつ圓滑なる發展に資することとした

力これを抑制いたしまして、緊要產業に對して重點的に融資することといたしました。これに伴いまして、公債についても公募主義をとり、やむを得ず赤字公債發行を避け得ない場合にあります。原則として日本銀行引受けによることとし、本銀行からの借入依存の傾向を排除する次第であります。これに伴いまして、不急產業に對する資金の貸付は極めて公債についても公募主義をとり、やむを得ず赤字公債發行を避け得ない場合にあります。原則として日本銀行引受けによることはこれをやめまして、貯蓄資金の範圍内において公債の消化をはかる計畫を立てておる次第であります。

當面必要な手をそれべ打つておるの

ことであります。申すまでもありません。政府はこれが

ためかねてからその具體的措置を考究

いたしておりますが、なおこれを一つの制度

として恒久化する必要があることは、申すまでもありません。政府はこれが

にこの法案を提出いたした次第であります。

調査會からの答申もありまして、こ

とにこの法案を提出いたした次第であります。

かくして廣く全般的な經濟情勢に

照し、また廣く各界の聲を聽くことによつて、通貨の適正量を定め、その發

行を規正し、もつてわが國經濟の健全

かつ圓滑なる發展に資することとした

ことといたしました。これに伴いまして、公債を

調査會中であります。その答申を

なお日本銀行の根本的改革につきま

しては、目下金融制度調査會において

調査審議中であります。しか

〔國務大臣 松定吉君登壇〕

○國務大臣(一松定吉君) たゞいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。

現在の時局に對處いたしまして、生産を振興し、國民生活の安定を確保して、新日本を建設するために、通信事業サービスの復興をはかり、その正常なる運行を確保することが喫緊の要務でありますことは、申すまでもあります。しかるに通信事業運営上必要な各般の經費は、終戦後における異常なる物價の高騰によりまして、急激な増嵩を來している反面、事業收入はこれに伴わず、既に昭和二十一年度以降歳入不足となりまして、これが對策として、昨年通信料金の引上げを行つた次第でしたが、その後續く克服することができません。昭和二十一年度末以來、巨額の借入金によりまして、わずかに收支の均衡を保つて現在に及んだ次第であります。

しかも昭和二十二年度におきます

通信特別會計業務勘定に相當する部分の歲入不足は、約五十三億圓と推算せられまして、このまゝに推移いたしま

するときは、事業の運営を破局に導くおそれがないとも申しあげかねるような状況でありますので、これが對策につき、先般來種々考究を重ねてまいつたのであります。すなわち、ますで

きるだけ事業運営の合理化をはかるこ

とといたしまして、昭和二十一年度豫算の編成にあたりましても、徹底せる

緊縮方針をもつてこれに當り、努めて

經費の節減をはかるとともに、他方

サービスの改善による增收策をも考え

ておる次第であります。しかしながらこれらの手段にはおのずから限度が

ありますので、その不足する部分に對する方策といたしまして、一般國家財政の現狀及び通信事業の特殊性を考慮して慎重に考究しました結果、業務收支の面における赤字は、これを通信料金の引上げによつて賄うのが、諸般の情勢から見て適當であると思料せらるに至つたのであります。しかして郵便料金のうち、書狀、葉書等、いわゆる通常郵便物の料金は、郵便法に規定せられておりますので、こゝにこれが改正法律案を提出した次第であります。

通常郵便物の料金は、郵便法に規定せられておりますので、こゝにこれが改

正法律案を提出した次第であります。

日程第九、地方自治法案の第一讀會を開きます。内務大臣樺原悅二郎君。

第九節 紀律 第九節 紀律

第十節 懲罰 第十節 懲罰

第十一節 書記長及び書記 第十一節 書記長及び書記

第七章 執行機關 第七章 執行機關

第一章 地方公共團體 第一章 地方公共團體

第二節 普通地方公共團體 第二節 普通地方公共團體

第三節 特別地方公共團體 第三節 特別地方公共團體

第四節 地方公共團體の組合及び財產区 第四節 地方公共團體の組合及び財產区

第五節 地方公共團體は、法人とする

第六節 地方公共團體は、法人とする

第七節 地方公共團體は、法人とする

第八節 地方公共團體は、法人とする

第九節 地方公共團體は、法人とする

第十節 地方公共團體は、法人とする

第十一節 地方公共團體は、法人とする

第十二節 地方公共團體は、法人とする

第十三節 地方公共團體は、法人とする

第十四節 地方公共團體は、法人とする

第十五節 地方公共團體は、法人とする

第十六節 地方公共團體は、法人とする

第十七節 地方公共團體は、法人とする

第十八節 地方公共團體は、法人とする

第十九節 地方公共團體は、法人とする

第二十節 地方公共團體は、法人とする

第二十一節 地方公共團體は、法人とする

第二十二節 地方公共團體は、法人とする

第二十三節 地方公共團體は、法人とする

第二十四節 地方公共團體は、法人とする

第二十五節 地方公共團體は、法人とする

第二十六節 地方公共團體は、法人とする

第二十七節 地方公共團體は、法人とする

第二十八節 地方公共團體は、法人とする

第七節 請願 第七節 請願

第八節 議員の辭職及び資格 第八節 議員の辭職及び資格

第一編 総則 第一編 総則

第二條 地方公共團體は、普通地方公共團體及び特別地方公共團體とする。

普通地方公共團體は、都道府縣及び市町村とする。

特別地方公共團體は、特別市、特別區、地方公共團體の組合及び財產区とする。

普通地方公共團體は、その公共事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令により普通地方公共團體に屬する事務を處理する。

特別地方公共團體は、この法律の定めるところにより、その事務を處理する。

普通地方公共團體は、從來の名稱による。

都道府縣及び特別市以外の地方公共團體の名稱を変更しようとするときは、この法律に特別の定めあるものを除く外、條例でこれを定めなければならぬ。

都道府縣及び特別市以外の地方公共團體の名稱を変更しようとするときは、この法律に特別の定めあるものを除く外、條例でこれを定めなければならない。

第二編 普通地方公共團體

第一章 通則

第五條 都道府縣の区域による。

都道府縣は、市町村を包括する。

第六條 都道府縣の廢置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。

都道府縣の廢置分合又は境界変更をしようとするときは、法

律でこれを定める。

の議決を経、内務大臣の許可を得てこれを定める。所属未定地を市町村の区域に編入しようとするときも、また、同様とする。

都道府縣の境界にわたつて市町村の境界の変更をしようとするとき、関係普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

都道府縣の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、都道府縣の境界も、また、自ら変更する。所屬未定地を市町村の区域に編入したときも、また、同様とする。

前二項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共團體が協議してこれを定める。その協議が調わないときは、関係市町村の議会の意見を聞き、第一項及び第二項の場合においては内務大臣がこれを定める。

前項の協議については、関係市町村の議会の議決を経なければならぬ。

地方公共團體の議会の意見を聽き、内務大臣がこれを定める。但し、法律に特別の規定があるときは、この限りでない。

前項の協議については、関係地方公共團體の議会の議決を経なければならない。

第八條 市を設置し又は町村を市としようとするときは、その地方公共團體は、人口三万以上を有し、且つ、都市的形態を具えていなければならぬ。

町村を市とし又は市を町村としようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

前項の規定による裁定又は決判所に出訴することができる。

第一項乃至第三項の規定による裁定又は決定がこれで裁定又は決定又は決定不能である市町村は、高等裁判所に不服がある市町村は、高等裁判所に出訴することができる。

第一項乃至第三項の規定による裁定及び決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを関係市町村に交付しなければならない。

第十條 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府縣の住民とする。

住民は、この法律の定めるとこより、その属する普通地方公共團體の財産及び營造物を共用する権利を有し、その負担を分担する義務を負う。

第十一条 日本國民たる普通地方公共團體の住民は、その法律の定めるとこにより、その属する普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

町村の廢置分合又はこれに伴う町村の廢置分合者しくは市町村の境界変更をしようとするときは、関係市町村の議会の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

前項の規定によるとおり、その属する普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

前項の規定によるとおり、その属する普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

前項の規定によるとおり、その属する普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

前項の規定によるとおり、その属する普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを定める。

は、都道府縣知事がこれを裁定する。

第十二条 日本国民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定めるとこにより、その属する普通地方公共團體の條例又は規則の制定を請求する権利を有する。

第十三条 日本国民たる普通地方公共團體の住民は、この法律の定めるとこにより、その属する普通地方公共團體の議決を経て、内務大臣がこれを裁定する。

前條第一項の規定は、前項の規定にこれを準用する。

第十四条 普通地方公共團體は、法律の範囲内において、その事務に關し、條例を制定することができます。

第十五条 普通地方公共團體の長は、法律の範囲内において、その事務に關し、條例を制定することができます。

第十六条 條例及び規則は、一定の公報式により、これを告示しなければならない。

第十七条 普通地方公共團體の議会の議員及び長は、その選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第十八条 日本国民たる年齢二十年以上の者で六箇月以來市町村の区域内に住所を有するものは、その選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第十九条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十一条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十二条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十三条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十四条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十五条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十六条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十七条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十八条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第二十九条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十一条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十二条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十三条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十四条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十五条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十六条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十七条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十八条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第三十九条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十一条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十二条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十三条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十四条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十五条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十六条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

第四十七条 普通地方公共團體の議員及び長の選舉権を有する者について選舉人が投票によりこれを選舉する。

村の廢置分合又は境界変更のため中斷される事がない。

第十九條 普通地方公共團體の議會の議員の選舉權を有する者で年齢二十五年以上のものは、普通地方公共團體の議會の議員の被選舉權を有する。

日本國民で年齢三十年以上のものは、都道府縣知事の被選舉權を有する。

日本國民で年齢二十五年以上のものは、市町村長の被選舉權を有する。

第二十條 禁治產者及び準禁治產者並びに懲役又は禁錮の刑に処せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選舉權及び被選舉權を有しない。

第二十一條 選舉管理委員、選舉管理委員会の書記、投票管理者、開票管理者及び選舉長並びに選舉事務に關係のある官吏及び吏員は、その關係区域内においては、被選舉權を有しない。

在職の檢察官、警察官吏及び收稅官吏は、被選舉權を有しない。

第二十二條 都道府縣の議會の議員は、各選舉区において、これを選舉する。

前項の選舉区は、郡市の区域による。

前項の区域の人口が著しく少いときは、條例で數区域を合せて一

選舉区を設けることができる。

都道府縣の議會の議員の任期中あらたに第二項の区域の設定があつた場合において、從前その区域

が屬していいた選舉区の配當議員數が同項の規定による関係選舉区の數に達しないときは、同項の規定の適用については、次の如きまで間、その区域は、なお設定されないものとみなす。

前二項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

市町村は、その議會の議員の選挙につき、條例で選舉区を設けることができる。但し、第一百五十五条第二項の市については、区の区域を以て選舉区とする。

市町村の議會の議員の選挙における選舉人の所属の選舉区は、その住所によりこれを定める。第十

八條第二項の規定による選舉權を有する者で市町村の区域内に住所を有しないものについては、当該

市町村の選舉管理委員会は、本人の申請により、その申請がないときは職権により、その所属の選挙區を定めなければならない。

各選舉区において選舉すべき普通地方公共團體の議會の議員の数は、人口に比例して、條例でこれを定めなければならない。

第二十三條 普通地方公共團體の選挙に関する事務は、當該普通地方

を管理する。

第二十四條 普通地方公共團體の議員及び長の選挙は、これを行うべき事由が生じたときは、速かに行わなければならぬ。

普通地方公共團體の議員又は長の任期満了に因る選挙は、その任期満了日前三十日以前には、これをを行うことができない。

市町村の議員又は長の選挙は、第二十五條第四項の規定による通知があるまでの間は、これを行なうことができない。但し、同

項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

選挙の期日は、當該選挙に関する事務を管理する選舉管理委員会が選挙の期日前、都道府縣にあつては三十日、市町村にあつては二十日までにこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合には、選挙の期日は、都道府縣の選挙管理委員会において、選挙の期日前三十日までにこれを告示しなければならない。

第二十五條 都道府縣の議會の議員は、人口に比例して、條例でこれを定めなければならない。

町村の議員又は長の選挙を行なう場合においては、任期満了に因る選挙については任期満了の日前六十日までに、任期満了以外の事由に因る選挙については第五十九條第二項又は第六十一條第三項の規定により報告する場合を除く

外選挙を行なるべき事由を生じた日から三日以内に、その旨を都道府縣の選舉管理委員会に届け出なければならぬ。市町村の議員の議員の選挙の當選人につき第六十二條第一項に掲げる事由を生じた場合又は市町村の議員に欠員を生じた場合又は市町村の議員に欠員を生じた場合において、第五十六條又は第六十三條第二項の規定により不足の當選人又は欠員を補充する事務を管理する選舉管理委員会が選挙の期日前、都道府縣にあつては三十日、市町村にあつては二十日までにこれを告示しなければならない。

第二十六條 普通地方公共團體の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本によつてこれを行う。

市町村の選舉管理委員会は、毎年九月十五日の現在により補充選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間その指定した場所においてこれを閑係人の縦覽に供さなければならぬ。

都道府縣の選舉管理委員会は、該市町村の選挙を都道府縣の選挙と同時に行わせることができる。

第二十七條 都道府縣の選挙管理委員会は、該市町村の選挙を都道府縣の選挙と同時に行わせることができる。

第二十八條 都道府縣の選挙は、都道府縣の選挙と都道府縣の選挙又は市町村の議員の選挙と同時に行なわれる。

第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、この法律に特別の定があるものを除く外、投票及び開票に関する規定は、各選挙に通じてこれを適用する。第一項の規定により同時に選挙を行う場合において、選挙の区域が同一であるときは、選挙会に関する規定についても、

また、同様とする。

前項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 選挙人名簿

第二十九條 普通地方公共團體の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本によつてこれを行う。

市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日の現在により補充選挙人名簿を調製し、十一月五日から十五日間その指定した場所においてこれを閑係人の縦覽に供さなければならぬ。

補充選挙人名簿の縦覽の場所は、委員会において縱覽開始の日前三日までにこれを告示しなければならない。

補充選挙人名簿には、普通地方公共團體の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村における衆議院議員選挙人名簿に登載しなければならない。

補充選挙人名簿には、選挙人の

氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

選挙権を有する者の年齢は、選挙人名簿の確定の期日によりこれを算定する。

第二十七條 補充選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、関係人は、その名簿の縦横期間内に当該市町村の選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

委員会は、前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならない。

補充選挙人名簿は、翌年の十二月十九日までこれを据え置かなければならぬ。但し、確定判決に

より修正すべきものは、委員会において、直ちにこれを修正し、そ

の旨を告示しなければならない。

天災事変等のため必要があるときには更に名簿を調製しなければな

らない。

前項の名簿に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條 投票区は、衆議院議員の選挙の投票区による。

第二十九條 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者を以てこれに充てる。

第三十條 投票管理者は、投票業務を担任する。

第三十一條 投票用紙には、選挙人の氏名を記載する欄に記載してはならない。

第三十二條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れない。

第三十三條 投票の拒否は、投票立会人の意見を聽き、投票管理者がこれを決定しなければならない。

第三十四條 選挙人でその從事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第三十二條第一項、第二項、第三十七條、第四十一條及び前條の規定にかかるわらず、命令で特別の規定を設けることができる。

第三十五條 島その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない情況があると認めるときは、当該選挙に係する事務を管理する選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

第三十六條 天災その他避けることができない事故に因り投票を行うことができないとき、又は更に投票を行ふ必要があるときは、当該

を互選しなければならない。

前項の規定による互選は、投票によりこれを行い、得票の最多数の者を以て投票立会人とする。得票の数が同じであるときは、投票管理者がくじでこれを定める。

第二十五條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合

ににおいては、投票用紙に各選挙における候補者の氏名を記載する欄を区分して設けなければならない。

第二十二條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れない。

第二十三條 第二項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第二十四條 第二項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第二十五條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第二十六條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第二十七條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第二十八條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第二十九條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十一條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十二條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十三條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十四條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十五條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十六條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十七條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十八條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第三十九條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第四十條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出ることができる。

第四十一條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十二條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十三條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十四條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十五條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十六條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十七條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十八條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

第四十九條 第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行ふ場合においては、選挙人は、投票所に於ける選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出なれる。

類を保存しなければならない。

選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。

但し、その期日は、委員会において少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により
都道府縣の選挙と市町村の選挙を

同時にに行う場合において前項に規定する事由を生じたときは、都道府県の選挙管理委員会は、同項の例により更に投票を行わせなければならぬ。

に規定する事由を生じた場合及び
前項の場合においては、市町村の
選舉管理委員会は、都道府縣の選
舉の選舉長を経て都道府縣の選舉
管理委員会にその旨を届け出なけ
ればならない。

三十七條　衆議院議員選挙法第二
十二條乃至第二十三條、第二十五
條、第二十六條、第二十八條乃至
第三十條、第三十二條、第三十四
條、第三十五條及び第三十九條乃
至第四十三條の規定は、普通地方
公共團体の議會の議員及び長の選
舉の投票にこれを準用する。

第四節 開票

三十八條 開票区は、衆議院議員の選舉の開票区による。但し、市町村の議会の議員の選舉について

は、当該市町村の選挙管理委員会

は別に開票区を設けることができ
る。

第三十九條 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙

管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

開票管理者は、開票に関する事務を担任する。

開票管理者は、選挙権を有しないくなつたときは、その職を失う。

定による投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

成規の用紙を用いないもの
候補者の氏名の外他事を記載

したものの、但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 候補者でない者の氏名を記載したもの

四 二人以上の候補者の氏名を記載したもの

五 被選挙権のない候補者の氏名 を記載したもの

六 候補者の氏名を自書しないも
の

七 候補者の何人を記載したかを

第三十二條第二項の規定による 確認し難いもの

投票で前項第一号及び第二号に該

官報號外
昭和二十二年三月十八日

前項の場合において、候補者の
権の有無は選舉立会人の
意見を聽き、選舉長がこれを決定
しなければならない。

第五十九條 当選人が定まつたとき
は、選舉長は、直ちに當選人に當
選の旨を告知し、同時に當選人の
住所氏名を告示し、且つ、當選人
の氏名及び得票数、その選舉にお
ける各候補者の得票総數その他選
舉の次第を當該選舉に関する事務
を管理する選舉管理委員會に報告
しなければならない。市町村の選
舉にあつては、併せて都道府縣の
選舉管理委員會にもこれを報告し
なければならない。

第六十條 当選人は、當選の告知を
受けたときは、その當選を承諾す
るかどうかを當該選舉に関する事
務を管理する選舉管理委員會に届
け出なければならぬ。當選人が當選の
告知を受けた日

から十日以内に當選を承諾する旨
の届出をしないときは、その當選
官吏で當選した者は、所屬長官
を辭したものとみなす。

第六十一條 当選人が當選を承諾し
たときは、當該選舉に関する事務
を管理する選舉管理委員會は、直
ちにこれに當選証書を付與し、そ
の住所氏名を告示しなければなら
ない。

当選人がなくなつたとき、又は
當選人がないとき、又は普通地

方公共團體の議會の議員の選舉に
おいて當選人がその選舉における
議員の定数に達しないときは、選
舉長は、直ちにその旨を告示し、
且つ、これを當該選舉に関する事
務を管理する選舉管理委員會に報
告しなければならない。市町村の
選舉にあつては、併せて都道府縣
の選舉管理委員會にもこれを報告
しなければならない。

第六十二條 左に掲げる事由の一が
生じた場合において、普通地方公
共團體の議會の議員の選舉にあつ
ては更に選舉を行わないで當選人
を定めることができず又は更に選
舉を行わないで當選人を定めても
なお當選人の不足数が第六十三條
第一項にいう議員の欠員の数と通
じて當該選舉区における議員の定
数（選舉区がないときは議員の定
数）の六分の一を超えるに至つた
ときは、當該選舉に関する事務を
管理する選舉管理委員會は、直
ちにその旨を告示しなければなら
ない。

前二項の場合においては、當該
選舉に関する事務を管理する選舉
管理委員會は、左の区分により、
直ちにその旨を報告しなければな
らない。

一 都道府縣知事の選舉にあつて
は内務大臣

二 都道府縣の議會の議員の選舉
にあつては都道府縣知事

三 市町村長の選舉にあつては都
道府縣知事及び都道府縣の選舉
管理委員會

四 市町村の議會の議員の選舉に
あつては都道府縣知事、都道府

縣の選舉管理委員會及び市町村 長 第七節 特別選舉

第六十二條 左に掲げる事由の一が
生じた場合において、普通地方公
共團體の議會の議員の選舉にあつ
ては更に選舉を行わないで當選人
を定めることができず又は更に選
舉を行わないで當選人を定めても
なお當選人の不足数が第六十三條
第一項にいう議員の欠員の数と通
じて當該選舉区における議員の定
数（選舉区がないときは議員の定
数）の六分の一を超えるに至つた
ときは、當該選舉に関する事務を
管理する選舉管理委員會は、直
ちにその旨を告示しなければなら
ない。

第六十六條第一項、第二項又は
第四項の規定による異議の申立期
間、異議の決定若しくは訴願の裁
決が確定しない間又は訴訟が裁判
所にかゝつてゐる間は、前項の選
舉は、これを行なうことができな
い。

第六十七條第一項の規定により選舉の
期日を告示したときは、この限り
でない。

第六十八條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第六十九條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十一條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十二條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十三條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十四條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十五條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十六條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十七條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十八條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七十九條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十一條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十二條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十三條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十四條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十五條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十六條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十七條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十八條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第八十九條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十一條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十二條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十三條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十四條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十五條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十六條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十七條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十八條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第九十九條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百一條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百二條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百三條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百四條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百五條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百六條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百七條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百八條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百九條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百二十條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百二十一条第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百二十二条第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百二十三条第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第一百二十四條第一項の規定により選舉の期
日を告示したときは、この限りでない。

第七節 特別選舉

由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者であるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならぬ。この場合においては、第五十六條第四項の規定を準用する。

前條第二項の規定は第一項の選挙に、同條第三項及び第四項の規定は第一項の普通地方公共團体の議會の議員の選挙にこれを準用する。

第六十四條 普通地方公共團体の議會の議員又はその選挙における當選人について、第六十二條第一項又は前條第一項に掲げる事由が生じた場合において、議員又は當選人がすべてないときは、これららの規定にかかるわらず、總選挙を行ふ。但し、これらの事由に関し第六十二條第一項若しくは前條第一項の規定による選挙の告示又は第五十六條第一項乃至第三項若しくは前條第二項の規定による選挙会の告示をしたときは、この限りでない。

第六十二條第二項の規定は、前項の総選挙にこれを準用する。

一の普通地方公共團体の議會の議員に関する第六十二條第一項又は前條第一項の選挙を同時に行う

場合においては、一の選挙を以て合併してこれをを行う。

第六十五條 普通地方公共團體の長の選挙において第五十五條第一項但書の得票者がないときは、第二十四條第一項、第四項及び第五項並びに第六十二條第一項の規定にかゝわらず、第五十九條第二項の規定による告示の日から都道府縣知事の選挙にあつては十五日以内、市町村長の選挙にあつては十日以内に更に選挙を行わなければならぬ。この場合においては、第五十三條第一項乃至第三項及び第五十四條第一項第一号又は第二号の規定にかゝわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た者二人を以て候補者とする。

第三十五條第三項の規定により都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行つた場合において、その選挙がとともに前項の場合に該当するときは、都道府縣知事の選挙に関する第五十九條第二項の規定による告示の日から十五日以内において都道府縣の選挙管理委員会の定める期日に、その選挙を同時に行わなければならない。

前二項の場合においては、選挙管理委員会は、選挙の期日前五日までは選挙の期日を告示しなければならない。

第一項の場合において二人の候補者を定めるに當り得票数が同数

であるため得票数によつては二人を定めることができないときは、選舉管理委員会がくじでこれを定める。

第一項の選挙にあつては、第五十五條第一項但書の規定にかゝわらず、有効投票の過半数を得た者を以て当選人とする。

第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、前項の規定にかゝわらず、選挙長がくじで当選人を定めなければならぬ。

第一項の選挙において候補者が死亡し又は候補者たることを辞めたため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。この場合においては、第五十八條第二項乃至第六項の規定を準用する。

第六十六條 選挙人又は候補者は、第七項又はこれを準用する第四十一条若しくは第四十七條の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは、二人とする。

第八節 爭訟

り、選舉管理委員会又は裁判所は、その選舉の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

第六十八條 衆議院議員選挙法第百十條の規定の準用により当選と無効であると認める選挙人又は候補者は、当選人を被告として、当選に關する事務を管理する選舉管理委員会の屬する普通地方公並團体の区域を管轄する高等裁判所に出訴することができる。

検察官は、衆議院議員選挙法第百十二條乃至第百十三條の規定の準用による罪にあたる事件の被告人が選手運動を総括主導した者であるため同法第百三十六條の規定の準用により当選が無効であると認めるとときは、公訴に附帶し、当選人を被告として、訴訟を提起しなければならない。

衆議院議員選挙法第百四十一條及び第百四十一條ノ三の規定は、第一項の規定による訴訟に、同法第百四十一條ノ二及び第百四十一條ノ三の規定は、前項の訴訟にこれを準用する。

第六十九條 裁判所は、第六十六條による訴訟が提起されたとき、裁判するに當り、検察官をして口頭弁論に立ち会わしめることができる。

第七十條 第六十六條第四項の規定

以て、その代表者から、普通地方公共團體の選舉管理委員会に對し、当該普通地方公共團體の長の解職の請求をることができる。

第七十四條第四項の規定は、前項の選舉権を有する者及びその総数の三分の一の數に、第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十二條 第八十條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共團體の選舉管理委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共團體の議會の關係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

市町村にあつては市町村長及び都道府縣知事に報告しなければならない。

前條第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共團體の議會の關係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事及び内務大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府縣知事に報告しなければならない。

第八十二條 第八十條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公共團體の選舉管理委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共團體の議會の關係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共團體の選舉と同時にこれを行なうことができる。

第八十六條 選舉権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共團體の長に対し、罷免若しくは助役、出納長若しくは收入役、選舉管理委員又は監査委員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共團體の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第八十三條 普通地方公共團體の議會の議員又は長は、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定によ

るよる解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共團體の議會の議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は

第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これを准用する。

第八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第七十六條第三項の規定による解職の投票にこれを準用する。

第八十六條 前條第一項に掲げる職の在る者は、同條第三項の場合において、當該普通地方公共團體の議會の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十七條 前條第一項に掲げる職の在る者は、同條第三項の場合において、當該普通地方公共團體の議會の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八條 第八十六條第一項の規定による副知事若しくは助役又は出納長若しくは收入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同條第三項の規定による議會の議決の日から一年間は、これを准用する。

第八十九條 普通地方公共團體の議員の定数は、左の通りとし、人口三十万以上五十万未満の市にあつては

第九十條 都道府縣の議會の議員の定数は、人口七十万未満の都道府

九 人口三十万以上の市 四四八人

第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共團體の長は、これを議會に付議し、その結果を同項の代表者及び關係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選舉権を有する者及びその総数の三分の一の數にこれを準用する。

第八十九條 普通地方公共團體に議會を置く。

第一項の議員の定数は、総選舉

九 人口三十万以上の市 四四八人

議員の定数は、條例で特にこれを行ふ場合でなければ、これを増減することができない。但し、著しく人口の増減があつた場合には、前項の定限を超えることができない。

選により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

第九十四條 市町村の議会の議員の定数に異動を生じたため議員の解任を必要とするときは、市町村長がくじで解任すべき議員を定め、議員に欠員を生じ又は議員の選挙において当選人に不足を生じているときは、その欠員又は不足の当選人を以て解任すべき議員に充てなければならない。

前項但書の場合において、欠員及び不足の当選人の数が解任すべき議員の数を超えるときは、解任すべき議員に充てる欠員及び不足の当選人の順序は、その事由を生じた時の前後により、その事由を生じた時が同時であるときは、市町村長がくじでこれを定める。

市町村の議会の議員の定数に異動を生じたため議員の解任を必要とする場合において選挙区があるときは、第二十二條第八項の條例任すべきかを定め、當選挙区所屬の議員につき前二項の例により解任すべき議員を定めなければならぬ。

第九十五条 特別の事情がある町村においては、條例で第八十九條の規定にかゝわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

町村総会に関する規定を準用する。

第二節 権限

第九十六条 普通地方公共團体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。

一 條例を設け又は改廃すること。

二 歳入歳出予算を定めること。

三 決算報告を認定すること。

四 法律又は政令に規定するものを除く外、使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に関する事。

五 基本財産及び積立金穀等の設置及び処分に関する事。

六 歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、及び権利を放棄すること。

七 異議の申立、訴願、訴訟及び和解に関する事。

八 普通地方公共團体の区域内の團体等の活動の総合調整に関する事。

九 その他法令により議会の権限に属する事項。

前項に定めるものを除く外、普通地方公共團体は、條例で普通地方公共團体に関する事項につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 普通地方公共團体の議会は、法律又は政令によりその権

限に属する選挙を行わなければならぬ。

第三節 招集及び会期

第一百一條 普通地方公共團体の議会は、當該普通地方公共團体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、當該普通地方公共團体の長の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議会は、監査委員に対し、當該普通地方公共團体の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

議会は、監査委員に対し、當該普通地方公共團体の長がこれに示して臨時会の招集の請求があるときは、當該普通地方公共團

体の長は、これを招集しなければならない。

以上の者から會議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、當該普通地方公共團

体の長は、これを招集しなければならない。

招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

定例會は、毎年六回以上これを招集しなければならない。

定例會は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時會は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

臨時會に付議すべき事件は、普通地方公共團体の長が予めこれを告示しなければならない。

事件があるときは、前二項の規定にかゝわらず、直ちにこれを會議に付議することができる。

臨時會の開会中に急施を要する者があるときは、前二項の規定にかゝわらず、直ちにこれを會議に付議することができる。

議会は、假議長の選任を議長に委任することができる。

議会は、假議長を選舉し、議長の職務を行わせる。

議長及び副議長とともに故障があるときは、副議長が議長の職務を行ふ。

議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行ふ。

議長が議長の職務を行ふ。

議長が議長の職務を行ふ。

議長が議長の職務を行ふ。

議長が議長の職務を行ふ。

議長が議長の職務を行ふ。

議長が議長の職務を行ふ。

第四節 議長及び副議長

第一百三條 普通地方公共團体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第五節 委員会

第一百九條 普通地方公共團體の議会は、條例で當任委員会を置くことができる。

當任委員は、会期の始めに議会において選任し、議員の任期中在任する。

當任委員会は、普通地方公共團體の事務に関する部門ごとにこれを設けることができる。

當任委員会は、その部門に属する當該普通地方公共團體の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

當任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について、公聽会を開き、眞に利害關係を有する者又は學識經驗を有する者等から意見を聽くことができる。

當任委員会は、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間不在する。

特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。

第六節 會議

第一百十一條 前二條に定めるものを除く外、當任委員会及び特別委員会に關し必要な事項は條例でこれを定める。

第六節 會議

會の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、歲入歳出予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

第一百十三條 普通地方公共團體の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、第一百七條の規定による除斥のため半數に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じてもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

當任委員会は、議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第一百四條 普通地方公共團體の議会の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件について、その議事に參與することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、發言することができる。

第一百五條 普通地方公共團體の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならぬ。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第一百六條の規定による。

前項の規定による裁決に不服がある者は、高等裁判所に出訴することができる。

第一百六條 法律又は政令により普通地方公共團體の議会において審査する。

前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議を閉じ又は中止することができない。

第一百五條 普通地方公共團體の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、祕密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第一百六條 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共團體の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによること。

前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第一百七條 普通地方公共團體の議会の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件について、その議事に參與することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、發言することができる。

第一百八條 法律又は政令により普通地方公共團體の議会において審査する。

う選舉については、第三十二條、

第四十一條及び第五十五條(普通地方公共團體の長の選舉に関する部分を除く。)の規定を準用する。

あるときは、議会がこれを決定する。

第一百九條 普通地方公共團體の議長、選舉管理委員会の委員長及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、何時でも付議された事件について發言するため議場に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第一百二十條 普通地方公共團體の議員は、選舉人の指示又は委嘱を受けてはならない。

第一百二十一條 普通地方公共團體の議會は、會議規則を設けなければならない。

第七節 請願

第一百二十四條 普通地方公共團體の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第一百三十五條 普通地方公共團體の議員は、その採択した請願で当該普通地方公共團體の長、選舉管理委員会又は監査委員において措置することが適当と認めるものは、これらの方にこれを送付し、且つ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができること。

第八節 議員の辭職及び資格の決定

第一百三十六條 普通地方公共團體の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辭職することができる。

第一百三十七條 普通地方公共團體の議員が被選舉権を有しない者であるときは、その職を失う。

その被選舉権の有無は、議員が左の各号の一に該当するため被選舉権を有しない場合を除く外、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上との多数によりこれを決定しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者となつたとき

二 罰金以上の刑に処せられたとき

三 選舉に關する犯罪に因り罰金の刑に処せられたとき

都道府縣の議員は、住所を移したため被選舉権を失つても、その住所が同一都道府縣の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことではない。

第一項の場合においては、議員は、第一百七條の規定にかゝらず、その會議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

第一百八條第五項乃至第七項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第一百二十八條 普通地方公共團體の議員は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第一百二十九條 普通地方公共團體の議会の會議中この法律又は會議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、

その日の會議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させる。その命令に従わないときは、

ことができる。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の會議を閉じ、又は中止することができる。

第一百三十條 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等會議を妨害するときは、普通地方公共團體の議員は、これを制止し、その命令に従わないときは、

これを退場させ、必要がある場合には、これを警察官吏に引き渡すことができる。

傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前二項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の取締に関し必要な規則を設けなければならない。

第一百三十一條 議場の秩序を乱し又は會議を妨害するものがあるときは、議員又は第一百三十二條第一項の規定による出席者は、議長の注意を喚起することができる。

第一百三十二條 普通地方公共團體の議会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第一百三十三條 普通地方公共團體の議会の會議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることがで

第十節 懲罰

第一百三十四條 普通地方公共團體の議會は、この法律及び會議規則に違反した議員に対し、議決により懲罪を科することができる。

懲罰に關する必要な事項は、會議規則中にこれを定めなければならず。

第一百三十五條 懲罰は、左の通りとする。

一 公開の議場における戒告

二 公開の議場における陳謝

三 一定期間の出席停止

四 除名

前項第四号の余旨については、

当該普通地方公共團體の議會の議員の三分の二以上の者が出席し、

その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

第一百三十六條 普通地方公共團體の議會は除名された議員で再び當選した議員を拒むことができない。

第一百三十七條 普通地方公共團體の議會の議員が正當な理由がなくて招集に應じないため、又は正當な理由がなくて會議に欠席したた

め、議長が、特に招狀を發して

も、なほ故なく出席しない者は、

議長において、議會の議決を経て、これに懲罰を科することがで

きる。

第一百三十八條 普通地方公共團體の議會に書記長及び書記を置く。但し、市町村においては、書記長を置かないことができる。

書記長は、議長がこれを選任する。書記は、上司の指揮を受け議会の庶務に從事する。

書記長及び書記は、議長がこれを選任する。

書記長は、議長の命を受け議会の庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受け議会の庶務に從事する。

第七章 執行機關

第一節 普通地方公共團體の長

第一百三十九條 都道府縣に知事を置く。

第一百四十條 普通地方公共團體の長の任期は、四年とする。

前項の任期は、選舉の日からこれを起算する。但し、普通地方公共團體の長の任期満了の日前に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第一百四十一條 普通地方公共團體の長は、衆議院議員又は參議院議員と兼ねることができる。

普通地方公共團體の長は、当該

普通地方公共團體の有給の職員と兼ねることができない。

第一百四十二条 普通地方公共團體の長は、当該普通地方公共團體に対し賃貸をし、又は当該普通地方公共團體において経費を負担する事業につきその團體の長若しくはその團體の長の委任を受けた者に対する請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行爲をする法人の無限責任社員、取締役若しくは、委員又はこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第一百四十三條 普通地方公共團體の長が、被選舉権を有しなくなつたときは、その職を失う。

その被選舉権の有無は、普通地方公共團體の長が第百三十七條第一項に掲げる事由の一に該當するため被選舉権を有しない場合を除く外、当該普通地方公共團體の選管委員会がこれを決定しなければならない。

第一百四十五条 普通地方公共團體の規定による決定若しくは裁決文

において準用する第百四十八條第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一項の決定に対しては、前項

において準用する第百四十八條第五項の規定による裁決を受けた後でなければ、裁判所に出訴すること

ができない。

第一百四十四条 普通地方公共團體の長は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一

項若しくは第三項又は前條第二項の規定による決定若しくは裁決文

は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第一百四十五条 普通地方公共團體の長は、退職しようとするときは、

その退職しようとする日前、都道府縣知事にあつて三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該

普通地方公共團體の議会の議長に申し出なければならない。但し、議会の同意を得たときは、その期

日前に退職することができる。

第一百四十六条 内務大臣は、都道府縣知事が著しく不適任であると認

めるときは、政令の定めるところにより、公聽会を開いて、これを解職することができる。

第一百四十七条 普通地方公共團體の長は、当該普通地方公共團體を統轄し、これを代表する。

第一百四十八条 都道府縣知事は、當

しく不適任であると認めるときは、前項の例により、これを解職す

ること。

第一百四十九條 普通地方公共團體の長は、概ね左に掲げる事務を担任

一 普通地方公共團體の経費を以て支弁すべき事件を執行すること。

二 普通地方公共團體の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三 財産及び營造物を管理すること。

四 収入及び支出を命令し並びに会計を監督すること。

五 証書及び公文書類を保管すること。

六 法律及び政令又は普通地方公共團體の議決により使用料、手数料、地方稅、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徵收すること。

七 その他法令によりその権限に属する事項。

第一百五十條 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共團體の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

第一百五十三条 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務の一

部を当該普通地方公共團體の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に關する規定は、前項の区にこれを準用する。

支廳若しくは地方事務所又は支所若しくは区の事務所の位置、名稱及び所管区域は條例でこれを定めなければならない。

第一百五十六条 普通地方公共團體の長は、前條第一項に定めるものを除く外、法律又は政令の定めるところにより、警察署その他の行政

市町村長は当該市町村の事務並びに從來法令により及び將來法律又は政令によりその権限に属する國、他の地方公共團體その他公共團體の事務を管理し及びこれを執行する。

第一百四十九條 普通地方公共團體の長は、その権限に属する行政廳又は市町村長の権限に属する國又は当該都道府縣の事務につき、その処分が成るに違反し、公益を害し、又は権限を犯すと認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。

市町村長は、前項の例により、その管理に属する行政廳の処分を取り消し又は停止することができ、

市町村長は、前項の例により、その職務を代理する。

第一百五十五条 普通地方公共團體の長は、その任免、分限、給與、服務、懲罰等に關する事項を掌る。

第一百五十六条 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、條例で必要な地

に、都道府縣にあつては支廳(道)にあつては支廳出張所を含む。以下これに同じ。及び地方事務所、市町村にあつては支所を設けることができる。

第一百五十七条 普通地方公共團體の長に故障があるときは、予め當該普

は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が二人以上あるときは、予め當該普

は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が二人以上あるときは、予め當該普

は助役がその職務を代理する。

副知事若しくは助役にも故障があるときは文は助役を置かない町村において町村長に故障があるときは、當該普通地方公共團體の長の指定する吏員がその職務を代理する。

第一百五十八条 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共團體の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に關する規定は、前項の区にこれを準用する。

支廳若しくは地方事務所又は支所若しくは区の事務所の位置、名稱及び所管区域は條例でこれを定めなければならない。

第一百五十九條 普通地方公共團體の長は、前條第一項に定めるものを除く外、法律又は政令の定めるところにより、警察署その他の行政

機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、條例又は規則でこれを定める。

都道府県知事は、法律又は政令の定めるところにより、食糧事務所、木炭事務所、社会保険出張所その他の國の行政機関の長を指揮監督することができる。

第一百五十七條 普通地方公共團体の長は、当該普通地方公共團体の区域内の團体等の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共團体の長、は、当該普通地方公共團体の区域内の團体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ、及び実地について事務を観察することができる。

普通地方公共團体の長は、当該普通地方公共團体の区域内の團体等の監督上必要な処分を又は当該團体等の監督官廳の措置を申請することができる。

前項の監督官廳は、普通地方公共團体の長の処分を取り消すことができる。
第一百五十八條 都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、左に掲げる局部を設けなければならない。但し、必要がある

ときは、條例で、局部を分合し又

は事務の配分を変更することができる。

都

総務部

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び都の行政一般に関する事項

三 市町村その他公共團体の行政一般の監督に関する事項

四 他の主管に属しない事項

会計部

一 会計に関する事項

民生局

一 社会事業その他國民生活の保護指導に関する事項

二 社会保険に関する事項

教育局

一 教育学藝に関する事項

経済局

一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

二 物資の配給及び物價の統制に関する事項

三 度量衡に関する事項

建設局

一 建設及び復興一般に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

四 土木に関する事項

交通局

一 交通に関する事項

水道局

一 水道及び下水道に関する事項

衛生局

一 保健衛生に関する事項

労働局

一 勤労に関する事項

道府縣

総務部

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び道府縣の行政一般に関する事項

三 市町村その他公共團体の行政一般の監督に関する事項

四 他の主管に属しない事項

会計部

一 会計に関する事項

民生局

一 社会事業その他國民生活の保護指導に関する事項

二 社会保険に関する事項

教育局

一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

二 物資の配給及び物價の統制に関する事項

三 度量衡に関する事項

建設局

一 建設及び復興一般に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

三 度量衡に関する事項

土木部

一 土木に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

第一百六十一條 都道府縣に副知事一人を置く。

副知事の定数は、條例で人口二百万以上の都道府縣にあつては二人、人口三百万以上の都道府縣にあつては三人までこれを増加することができる。

五百六十條 都道府縣に副知事一人を置く。

副知事の定数は、市町村長、警察官吏又は所轄廳は、市町村の区域内の住民をして防禦に從事させることができる。

五百六十二條 副知事及び助役は、市町村に助役一人を置く。但し、町村は、條例でこれを置かなければ、市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、條例で必要な部課を設けることができる。

五百六十三條 副知事及び助役は、普通地方公共團体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

五百六十四條 第二十條の規定に該当する者は、副知事又は助役となれることができない。

五百六十五條 副知事又は助役は、第二十條の規定に該當するに至つたときは、副知事又は助役の職を失う。

失を補償しなければならない。

非常災害に因る危険防止のため必要があるときは、市町村長、警

察官吏又は所轄廳は、市町村の区

域内の住民をして防禦に從事させ

ことができる。

五百六十六條 副助機関

五百六十七條 副助機関

五百六十八條 副助機関

五百六十九條 普通地方公共團体の長の事務引継を拒んだ者に対する罰則は、四年とする。但し、普通地方公共團体の長は、任期中においてもこれを解職することができ

る。

五百七十條 副助機関

五百七十一條 副助機関

五百七十二條 副助機関

五百七十三條 副助機関

五百七十四條 副助機関

五百七十五條 副助機関

五百七十六條 副助機関

五百七十七條 副助機関

五百七十八條 副助機関

五百七十九條 副助機関

五百八十條 非常災害のため必要があるときは、市町村長は、他人の土地を一時使用し又はその土石、竹木その他の物品を使用し若しくは收用することができる。この場合においては、市町村は、その損

第二項の指揮又は前項の処分に

不服のある普通地方公共團体の議決會又は長は、高等裁判所に出訴することができる。

きない経費

内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指揮を請い、その議決すべき事件を処分することができ

委員中に欠員があるときは、選

ができない。
第百八十五條 選舉管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選舉管理委員会の承認を得なければならない。

委員が退職しようとするとき
は、委員長の承認を得なければな

第一百八十六條 選舉管理委員會は、
らない。

法律又は政令の定めるところによ
り、当該普通地方公共團体又は

國、他の地方公共團体その他公共團体の選舉に関する事務及びこれ

に關係のある事務を管理する。

市町村の選挙管理委員会を指揮監督する事務局として、第一回の選挙では、二三、第三回の選挙では、四四

督する。この場合においては、第一百五十一條第一項の規定を準用す。

選舉管理委員會は、

委員の中から委員長を選挙しなけ
ども

委員長は、委員会に関する事務

を処理し、委員会を代表する。

員長の指定する委員が、その職務

第一百八十八條 選挙管理委員会は、
を代理する。

委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるとき

は、委員長は、これを招集しなけ

ればならない。

官報號外 賽和二十三年三月十八日

委員三人以上が出席しなければ、會議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件については、その議事に參與することができない。但し、委員会の同意を得たときは、會議に出席し発言することができる。

前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関するものを以て第百八十二条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならない。委員の故障に因り委員の数が第二項の数に達しないときも、また、同様とする。

第一百九十条 選舉管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第一百九十一條 選舉管理委員会に書記を置く。

書記は、委員長の指揮を受け、委員会に關する事務に從事する。

第一百九十二条 選舉管理委員の分限、服務及び懲戒に關しては、別

に法律でこれを定める。

第一百九十三條 第百二十七條第二款及び第一百四十一條第一項、第二款及び第一百六十六條第一項の規定は選舉管理委員に、第一百五十條及び第一百六十九條第一項の規定は選舉管理委員会に、第一百五十三条第一項、第一百五十四条及び第一百五十九條の規定は選舉管理委員会の委員長にこれを準用する。

第一百九十四条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、選舉管理委員会に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第一百九十五条 都道府縣に監査委員を置く。

市町村は、條例で監査委員を置くことができる。

第一百九十六条 監査委員は、普通地方公共團體の長が、議会の同意を得て、議員及び学識経験を有する者の中から、各、同数を選任しなければならない。

第一百九十七条 監査委員の任期は、二年とする。

普通地方公共團體の議員の議会に關する事務に從事する。

監査委員は、監査の結果を所轄

行政廳又は普通地方公共團體の議会及び長に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

監査委員は、監査の結果を所轄

の支給方法は、條例でこれを定めなければならぬ。

普通地方公共團體は、法律の定めるところにより、普通

地方公共團體の長及びその補助機関たる職員(専門委員を除く)、

学識経験を有する者の中から選任

期は、前項の規定にかゝわらず、議員の任期を超えることができない。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第一百九十八条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共團體の長の承認を得なければならぬ。

第一百九十九條 監査委員は、普通地方公共團體の運営に係る事業の管理及び普通地方公共團體の出納その他の事務の執行を監査する。

第一百九十九條 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて前項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、所轄行政廳又は普通地方公共團體の議会の要求があるときは、臨時に、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、何時でも監査をすることができる。

監査委員は、監査の結果を所轄

議会の議員、選舉管理委員、議会の議員の中から選任された監

査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人に対し、報酬を支給しなければならぬ。

監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、何時でも監査をすることができる。

監査委員は、監査の結果を所轄

議会の議員、選舉管理委員、議会の議員の中から選任された監

査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人に対し、報酬を支給しなければならぬ。

監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、何時でも監査をすることができる。

監査委員は、監査の結果を所轄

議会の議員、選舉管理委員、議会の議員の中から選任された監

査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人に対し、報酬を支給しなければならぬ。

監査委員は、監査の結果を所轄

議会の議員、選舉管理委員、議会の議員の中から選任された監

査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人に対し、報酬を支給しなければならぬ。

監査委員は、監査の結果を所轄

議会の議員、選舉管理委員、議会の議員の中から選任された監

査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人に対し、報酬を支給しなければならぬ。

める。

書記は、監査委員の指揮を受けて、監査に關する事務に從事する。

第一百九十九條 第百四十二條、第一百五十四条、第一百六十九條の規定は監査委員に適用する。

第二百一條 第百四十二條、第一百五十四条、第一百六十九條の規定は監査委員に適用する。

第二百二條 第百四十二條、第一百五十四条、第一百六十九條の規定は監査委員に適用する。

第二百三條 普通地方公共團體は、その議会の議員、選舉管理委員、議会の議員の中から選任された監

査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選舉長、投票立会人、開票立会人及び選舉立会人に対し、報酬を支給しなければならぬ。

第二百四條 普通地方公共團體は、法律の定めるところにより、普通

地方公共團體の長及びその補助機関たる職員(専門委員を除く)、

学識経験を有する者の中から選任

された監査委員、議会の書記長及び書記、選舉管理委員会の書記並びに監査委員の事務を補助する書記に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

第二百五條 前條第一項の職員は、給料及び旅費の額並びにその支

給方法は、條例でこれを定めなければならない。

第二百六條 前條第一項の職員は、法律の定めるところにより、退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料を受けることができる。

第二百七條 普通地方公共團體は、があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつたとき、普通地方公共團

體の長は、議会に諮つてこれを決

定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつたとき、普通地方公共團

體の長は、議会に諮つてこれを決

定しなければならない。

議会は、前項の規定による諮問があつたとき、普通地方公共團

體の長は、議会に諮つてこれを決

定しなければならない。

地方公共團體の議会及び長に報告しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第二項の検査及び前項の報告は、市町村長がこれを行う。

第二百四十一條 普通地方公共團體の出納は、翌年度の五月三十一日

を以し閉鎖する。

第二百四十二條 決算は、証書類と併せて出納長又は收入役からこれを普通地方公共團體の長に提出しなければならない。この場合におい、收入役は、出納閉鎖後一箇月以内にこれをしなければならない。

普通地方公共團體の長は、決算及び証書類を監査委員の審査に付し、その意見を附けて、都道府縣にあつては翌年度の通常予算を議する會議、市町村にあつては次の通常予算を議する會議までに議会の認定に付さなければならない。

決算は、その認定に関する議決とともに、都道府縣にあつては都道府縣知事に報告し、且つ、その要領を告示しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第二項に規定する監査委員の職務は、市町村長が自らこれを行う。

第六節 雜則

第二百四十三條 普通地方公共團體

は、法律又は政令に特別の定がある場合を除く外、財産の賣却及び貸與、工事の請負並びに物件、労力その他の供給は、競争入札に付さなければならぬ。但し、臨時急施を要するとき、入札の價格が入札に要する経費に比較して得失相償わないとき、又は議会の同意を得たときは、この限りでない。

第二百四十四條 普通地方公共團體の長は、議会の指定した事業について、定期に貸借対照表その他の必要な書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を附けて、次の議会に提出しなければならない。

前項の規定中監査委員の審査に付し、その意見を附けて、都道府縣にあつては翌年度の通常予算を議する會議、市町村にあつては次の通常予算を議する會議までに議会の認定に付さなければならない。

決算は、その認定に関する議決とともに、都道府縣にあつては市町村については、これを適用しない。

第二百四十五條 予算及び決算の調製の様式、予算費目の流用その他財務に関する必要な規定は、命令でこれを定める。

第十章 監督

第二百四十六條 都道府縣に関する事項は内務大臣、市町村に関する事項は第一次において都道府縣知事、第二次において内務大臣の所轄とする。

第二百四十七條 所轄行政廳は、必

要があるときは、普通地方公共團體に対する給與は、所轄行政廳が

体につき事務の報告をさせ、書類帳簿を徴し又は実地について事務を視察し若しくは出納を検閱することができる。

所轄行政廳は、必要があるとときは、普通地方公共團體の事務に関する基準を定め、普通地方公共團體に対してこれを通知又はその採用を勧告することができる。

第二百四十八條 普通地方公共團體において、法律若しくは政令により負担し、又は法律の規定に基き当該行政廳の職権により命ずる経費を予算に計上しないときは、所轄行政廳は、理由を示してその経費を予算に加えることができる。

普通地方公共團體の長及びその補助機関たる職員、選舉管理委員会又は監査委員が法律又は政令により執行すべき事件を執行しないときは、所轄行政廳又はその委任を受けた者は、当該普通地方公共團體の負担において、これを執行することができる。

第二百五十一條 普通地方公共團體は、条例を設け又は改廃するときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳の許可を受け又はこれに對し報告しなければならない。

第二百五十二條 所轄行政廳は、許可を要する事件については、許可の申請の趣旨に反しないと認める範囲内において、更正してこれを許可することができます。

第二百五十三條 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴願の提起は、処分、決定又は裁決があつた日から二十一日以内にこれをしなければならない。

第二百五十七條 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴願の提起は、処分、決定又は裁決があつた日から二十一日以内にこれをしなければならない。

第二百五十九條 市町村長、助役、収入役又は副収入役に故障があるとき、又は普通地方公共團體の選舉管理委員会が成立しないときには、所轄行政廳は、臨時代理者又は臨時選舉名を委員を選任し、その職務を行わせることができる。

所轄行政廳の許可を要する事件については、政令の定めるところにより、その許可の職権を下級所轄行政廳に委任し、又は輕易な事件に限り報告を以て許可に代え若しくは許可を受けしめないことができる。

この法律に特別の定があるものを除く外、異議の決定は、その申立を受けた日から三十日以内にこれをしなければならない。

異議の決定をすべき期間内に異議の決定がないときは、その申立を斥そける旨の決定があつたものとみなすことができる。

第十一章 補則

第二百五十三條 都道府縣知事の権限に属する市町村に関する事件で

当該普通地方公共團體の議会の同意を得てこれを定める。

第二百五十條 普通地方公共團體は、第二百二十七條の借入金を除外し、並びに起債の外、地方債を起し、並びに起債の変更しようとするときは、政令の定めるところにより、所轄行政廳の許可を受けなければならない。

第二百五十四条 この法律における人口は、政令の定めるところによればならない。

第二百五十五条 第二百八十八條第二項の直接市町村税及び直接國稅の額を定めるところにより、大藏大臣に協議するものとする。

第二百五十六条 この法律に規定するものを除く外、第六條第一項及び第二項並びに第七條第一項乃至第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十七条 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴願の提起は、処分、決定又は裁決があつた日から二十一日以内にこれをしなければならない。

第二百五十九條 この法律に特別の定があるものを除く外、異議の申立又は訴願の提起は、処分、決定又は裁決があつた日から二十一日以内にこれをしなければならない。

約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

五	組合の議会の組織及び議員の 組合の事務所の位置
四	組合を組織する地方公共團体 組合の共同処理する事務
三	組合の事務所の位置
二	組合を名称

六 組合の執行機関の組織及び選挙の方法

七 任の方法

全部事務組合の規約には前項第一号乃至第四号、役場事務組合の

規約には同項第一号乃至第五号及び第七号につき規定を設けなけれ

三百八十八條 一部事務組合又は

役場事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共團体の協議

により、第二百八十四條第一項の
例により、内務大臣又は都道府懸

い。 知事の許可を受けなければならぬ

全部事務組合を解散しようとするときは、組合の議会の議決によ

り、都道府縣知事の許可を受けなければならぬ。

第二百八十九條 第二百八十六條又は前條の場合において、財産処分

を必要とするときは、関係地方公共
團体の協議により若しくは関係

地方公共團體と組合との協議によりこ
り又は組合の議会の議決によりこ

れを定める。その協議が調わないときは、関係地方公共團体又は組

合の議会の意見を聞き、都道府県及び特別市の加入する組合にあつ

ては内務大臣、その他の組合にあつては都道府縣知事がこれを定め

第二百九十九條

項乃至第三項、第二百八十六條
第二百八十八條第一項及び前條の
協議については、関係地方公共團

体にあつてはその議会、組合にあつては組合の議会の議決を経なければならない。
第二百九十一條 地方公共團體の組合の経費の分担に關し、違法又は錯誤があると認めるときは、地方公共團體は、その告知を受けた日から三十日以内に組合の管理者に異議の申立をすることができる。
前項の異議の申立があつたときは、組合の管理者は、組合の議会に該議案を提出する前に、これを決定しなければならない。
組合の議会は、前項の規定によつて、該議案があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならぬ。
第二百九十二條 地方公共團體の組合について、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、都道府縣及び特別市の加入するものにあつては都道府縣に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府縣及び特別市の加入しないものにあつては市に関する規定、その他ものにあつては町村に関する規定を準用する。
第二百九十三條 第二百五十三條の規定は、第二百八十四條第一項乃至第四項、第二百八十六條、第二百八十八條及び第二百八十九條の規定による処分にこれを準用する。

前二項の場合においては、地方公共團體は、財産区の収入及び支出について会計を分別しなければならない。

第二百九十五條 財産区の財産又は營造物に関する特權に要する経費は、財産区の負担とする。

第二百九十六條 営造物に關し必要があると認めるときは、市町村及び特別区にあつては都道府縣知事、特別市の財產区にあつては特別市の市長は、議会の議決を經て市町村若しくは特別区又は特別市の條例を設定し、財產区の議会又は總会を設けて財產区に關し市町村若しくは特別区又は特別市の議会の議決すべき事項を議決させることができることとする。

第二百九十六條 財產区の議会の議員の定数、任期、選舉権、被選舉権及び選舉人名簿に關する事項は、前條の條例中にこれを規定しなければならない。財產区の總會の組織に關する事項についても、また、同様とする。

前項に規定するものを除く外、財產区の議会の議員の選舉については、第二編中町村の議会の議員の選舉に関する規定を準用する。但し、被選舉権の有無は、市町村又は特別市若しくは特別区の議会がこれを決定する。

財產区の議会又は總會に關しては、第二編中町村の議会に關する規定を準用する。

第二百九十七條 この法律に規定するものを除く外、財產区の事務に關しては、政令でこれを定める。

第二章 地方公共團體の協議会

地方公共團體その他の公共團體の事務の連絡調整を図るため、その管轄により規約を定め、都道府縣は内務大臣、その他ものにては都道府縣知事の許可を得て特別市の加入するものにあつては、内務大臣、その他のものにては都道府縣知事の許可を得て地方公共團體の協議会を設けることができる。

公益上必要がある場合においては、内務大臣又は都道府縣知事は、政令の定めるところにより、地方公共團體の長の権限に属す事務の連絡調整を図る外、法律は政令によりその権限に属す國、地方公共團體その他公共團體の事務を處理する。

第三百九十九條 地方公共團體の協議会
議会は、地方公共團體の事務又は、内務大臣又は都道府縣知事は、政令の定めるところにより、地方公共團體の長の権限に属す事務の連絡調整を図る外、法律は政令によりその権限に属す國、地方公共團體その他公共團體の事務を處理する。

第三百條 地方公共團體の協議会
議長及び副議長一人を置き、議長は、地方公共團體の長の中からこれに故障があるときその職務を代する。

議長は、協議会に關する事務総理し、協議会を代表する。

副議長は、議長を補佐し、議長に故障があるときその職務を代する。

第三百一條 地方公共團體の協議会
は、必要があると認めるときは、その會議に關係官廳の長の参加を求めることができる。この場合において、關係官廳の長は、會議出席し、議事に關係のある事項につき説明をしなければならない。

關係官廳の長は、必要がある認めるとときは、地方公共團體の事務局には局長及び書記を、議長がこれを選任する。

第三百二條 地方公共團體の協議会
は、事務局を置くことができる、事務局には局長及び書記を、議長がこれを選任する。

局長は、会長の命を受け、協議会に關する事務を整理する。書記は、局長の命を受け、協議会に關する事務に從事する。第三百三條 地方公共團體の協議会に要する経費は、関係地方公共團體がこれを負担しなければならぬ。い。

第三百四條 地方公共團體の協議会を廢止し、これに加入する地方及び市町村の數を増減し又は協議会の規約を変更しようとするときは、第二百九十八條第一項の例によつて、内務大臣又は都道府警監事の許可を受けなければならぬ。

附 則

第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。但し、警察部、警察署及び營繕、文部省に關する規定の施行の期日は、命令でこれを定める。

第二條 東京都制、道府県制、市町村制及び町村制は、これを廢止する。但し、東京都制百八十九條乃至五百九十一條及び第一百九十八條の規定は、なお、その効力を有する。

第三條 この法律施行の際現に東京都長官、北海道廳長官、府縣知事、市町村長及び市町村長に准ずる者若しくは東京都議會議員、府縣會議員、市町村會議員及び市町村公會員に準ずる者は都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものとの他の職に在る者は、この法律又は他の法律で別に定める事務を除く外、この法律により選舉せられた都道府縣若しくは市町村及びこれに準ずるものとの他の相当する職に在る者とみなされ、任期があるものについては、その任期は、從前の規定によつて、他のの相當する職に在る者の任期とみなされる。

ます。これにより、わが國の從來の地方行政の官治的色彩が拂拭せられ、眞に民主的自治制度たる實を備えるに至るものと信する次第であります。

次に、地方團體の行政中、選舉の事務及び監査に屬する事務は、それゝ、獨立の機關をして執行せしむることが適當と考えられますので、都道府縣知事及び市町村長のほかに、選舉管理委員會及び監査委員の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方公共團體の行政機關を構成する獨立機關といしたのであります。しかして公選による都道府縣知事の補佐機關として、新たに副知事をおき、部内の統轄及び行政の執行に萬全を期することいたしましたほか、概ね市の收入役及び副收入役に準じ、出納長及び副出納長の制度を設け、都道府縣の會計を、統一的に出納長の責任において處理させ、會計事務の公正を期することいたしましたのであります。

知事公選の根本的の趣意よりいたしまして、現在地方長官の選民に屬する國務事務は、すべてこれを都道府縣に屬する事にあらへじむべきこと、申すまでもな、ことあります。つて現在の官廳たる都道府縣の部局の組織のまま、これを新しい都道府縣の部局とし、かつ食糧、太木その他の地方住民の生活に最も密接なる係のある國の行政機關については、法律または政令の定めることにより、都道府縣知事がこれを指揮監督しえることとし、また都道府縣内の各種の團體等に對しても、地方行政の総合的運営をはかる必要がある場合には、これらを指揮監督することができます。都道府縣における國の行政についても、別に法律または政令で除外しない限り、當然都道府縣知事がこれを管理執行することとし、もつて地方における特別行政機關の設置を防ぎ得る限り避け、地方行政の混亂を防

止するとともに、地方分權の趣意に背馳することなきを期したのであります。なんぞ都道府縣知事または市町村長が、その職務の遂行上はなはだしく當る事及び市町村長のほかに、選舉管理委員會及び監査委員の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方公共團體の行政機關を構成する獨立機關といしたのであります。

第五に、地方公共團體の監督に關する事項であります。地方自治に關する憲法の規定の精神に基き、地方公共團體に對する監督事項は努めてこれを整理し、その自由かつ自主的な活動に任すべきであります。地方公共團體の本來の活動に關しては、かゝる方針のもとに監督規定を整理いたしたのであります。反面において國政事務の處理に關しては、直接に國家の利害の關係に關するところでありますので、從來國の機關として都道府縣知事及び市町村長が處理して來た事務に關する監督は、概ね從來の制度によることといたのであります。

第六は、特別市に關する制度であります。特別市は、諸君御熟知のこととおり、多年の歴史をもつ重要問題であります。終戰後五大都市に特別市制實施の要望が急激に強まり、昨年正十九回帝國議會における地方制度改正法案に對する衆議院の附帶決議においては、特別市制の速やかな実施を希望していいたのであります。よつて地方制度調査會におきましては、昨年秋、内務省に朝野の權威者をもつて警察制度審議會を設けて、調査研究をお願いいたしました結果、十二月に至つて、きわめて適切かつ詳細な答申を得たのであります。爾來この答申の趣旨に従つて改革を實施すべく、準備を進めてまいつたのであります。申すまでもなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度につきましては、いわゆる二重監督、府縣及び五大都市の代表者をも加えて、擴張かつ熱心に検討を加えたのであります。申すまでもなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度につきましては、いわゆる二重監督、府縣併存の弊がつとに指摘されておるところであります。また一面大都市を府縣の監督より獨立させ、その自主的的地位を尊重することは、地方行政民主化の本義から申しまして、特に必要があ

ると認めます。よつて今回この多年にわたる懸案を解決すべく、地方自治法案に特別市制度を制定することといたしましたのであります。すなまでも、その職務の遂行上はなはだしく當る事及び市町村長の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方公共團體の行政機關を構成する獨立機關といしたのであります。

第五に、地方公共團體の監督に關する事項であります。地方自治に關する憲法の規定の精神に基き、地方公共團體に對する監督事項は努めてこれを整理し、その自由かつ自主的な活動に任すべきであります。地方公共團體の本來の活動に關しては、かゝる方針のもとに監督規定を整理いたしたのであります。反面において國政事務の處理に關しては、直接に國家の利害の關係に關するところでありますので、從來國の機關として都道府縣知事及び市町村長が處理して來た事務に關する監督は、概ね從來の制度によることといたのであります。

第六は、特別市に關する制度であります。特別市は、諸君御熟知のこととおり、多年の歴史をもつ重要問題であります。終戰後五大都市に特別市制實施の要望が急激に強まり、昨年正十九回帝國議會における地方制度改正法案に對する衆議院の附帶決議においては、特別市制の速やかな実施を希望していいたのであります。よつて地方制度調査會におきましては、昨年秋、内務省に朝野の權威者をもつて警察制度審議會を設けて、調査研究をお願いいたしました結果、十二月に至つて、きわめて適切かつ詳細な答申を得たのであります。爾來この答申の趣旨に従つて改革を實施すべく、準備を進めてまいつたのであります。申すまでもなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度につきましては、いわゆる二重監督、府縣併存の弊がつとに指摘されておるところであります。また一面大都市を府縣の監督より獨立させ、その自主的的地位を尊重することは、地方行政民主化の本義から申しまして、特に必要があ

ると認めます。よつて今回この多年にわたる懸案を解決すべく、地方自治法案に特別市制度を制定することといたしましたのであります。すなまでも、その職務の遂行上はなはだしく當る事及び市町村長の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方公共團體の行政機關を構成する獨立機關といしたのであります。

第五に、地方公共團體の監督に關する事項であります。地方自治に關する憲法の規定の精神に基き、地方公共團體に對する監督事項は努めてこれを整理し、その自由かつ自主的な活動に任すべきであります。地方公共團體の本來の活動に關しては、かゝる方針のもとに監督規定を整理いたしたのであります。反面において國政事務の處理に關しては、直接に國家の利害の關係に關するところでありますので、從來國の機關として都道府縣知事及び市町村長が處理して來た事務に關する監督は、概ね從來の制度によることといたのであります。

第六は、特別市に關する制度であります。特別市は、諸君御熟知のこととおり、多年の歴史をもつ重要問題であります。終戰後五大都市に特別市制實施の要望が急激に強まり、昨年正十九回帝國議會における地方制度改正法案に對する衆議院の附帶決議においては、特別市制の速やかな実施を希望していいたのであります。よつて地方制度調査會におきましては、昨年秋、内務省に朝野の權威者をもつて警察制度審議會を設けて、調査研究をお願いいたしました結果、十二月に至つて、きわめて適切かつ詳細な答申を得たのであります。爾來この答申の趣旨に従つて改革を實施すべく、準備を進めてまいつたのであります。申すまでもなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度につきましては、いわゆる二重監督、府縣併存の弊がつとに指摘されておるところであります。また一面大都市を府縣の監督より獨立させ、その自主的的地位を尊重することは、地方行政民主化の本義から申しまして、特に必要があ

ると認めます。よつて今回この多年にわたる懸案を解決すべく、地方自治法案に特別市制度を制定することといたしましたのであります。すなまでも、その職務の遂行上はなはだしく當る事及び市町村長の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方公共團體の行政機關を構成する獨立機關といしたのであります。

第五に、地方公共團體の監督に關する事項であります。地方自治に關する憲法の規定の精神に基き、地方公共團體に對する監督事項は努めてこれを整理し、その自由かつ自主的な活動に任すべきであります。地方公共團體の本來の活動に關しては、かゝる方針のもとに監督規定を整理いたしたのであります。反面において國政事務の處理に關しては、直接に國家の利害の關係に關するところでありますので、從來國の機關として都道府縣知事及び市町村長が處理して來た事務に關する監督は、概ね從來の制度によることといたのであります。

第六は、特別市に關する制度であります。特別市は、諸君御熟知のこととおり、多年の歴史をもつ重要問題であります。終戰後五大都市に特別市制實施の要望が急激に強まり、昨年正十九回帝國議會における地方制度改正法案に對する衆議院の附帶決議においては、特別市制の速やかな実施を希望していいたのであります。よつて地方制度調査會におきましては、昨年秋、内務省に朝野の權威者をもつて警察制度審議會を設けて、調査研究をお願いいたしました結果、十二月に至つて、きわめて適切かつ詳細な答申を得たのであります。爾來この答申の趣旨に従つて改革を實施すべく、準備を進めてまいつたのであります。申すまでもなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度につきましては、いわゆる二重監督、府縣併存の弊がつとに指摘されておるところであります。また一面大都市を府縣の監督より獨立させ、その自主的的地位を尊重することは、地方行政民主化の本義から申しまして、特に必要があ

ると認めます。よつて今回この多年にわたる懸案を解決すべく、地方自治法案に特別市制度を制定することといたしましたのであります。すなまでも、その職務の遂行上はなはだしく當る事及び市町村長の地位を明確に規定し、都道府縣知事及び市町村長と相並んで、地方公共團體の行政機關を構成する獨立機關といしたのであります。

第五に、地方公共團體の監督に關する事項であります。地方自治に關する憲法の規定の精神に基き、地方公共團體に對する監督事項は努めてこれを整理し、その自由かつ自主的な活動に任すべきであります。地方公共團體の本來の活動に關しては、かゝる方針のもとに監督規定を整理いたしたのであります。反面において國政事務の處理に關しては、直接に國家の利害の關係に關するところでありますので、從來國の機關として都道府縣知事及び市町村長が處理して來た事務に關する監督は、概ね從來の制度によることといたのであります。

第六は、特別市に關する制度であります。特別市は、諸君御熟知のこととおり、多年の歴史をもつ重要問題であります。終戰後五大都市に特別市制實施の要望が急激に強まり、昨年正十九回帝國議會における地方制度改正法案に對する衆議院の附帶決議においては、特別市制の速やかな実施を希望していいたのであります。よつて地方制度調査會におきましては、昨年秋、内務省に朝野の權威者をもつて警察制度審議會を設けて、調査研究をお願いいたしました結果、十二月に至つて、きわめて適切かつ詳細な答申を得たのであります。爾來この答申の趣旨に従つて改革を實施すべく、準備を進めてまいつたのであります。申すまでもなく、府縣の下に大都市を併存せしむる現行制度につきましては、いわゆる二重監督、府縣併存の弊がつとに指摘されておるところであります。また一面大都市を府縣の監督より獨立させ、その自主的的地位を尊重することは、地方行政民主化の本義から申しまして、特に必要があ

すなわち獨善排他的な官吏制度の根幹はこゝにある。第二に、明治初年の内閣組織以来、行政寄り得なる要位性を獲得いたしましたところの諸勅令、すなわち内閣官制あるいは地方官制、各省官制通則のことく、いわゆる中央集権的な——きわめて中央集権的な行政組織。それから第三には、封建的なプロシヤの自治制度の模倣でありますところの中央依存の官吏制度、すなわち府縣制、市町村制、都制、これら一連の地方自治制度、この三つの法律が、勅令の體系によつて、この三つの緊密な結合のもとに、現今日本の日本の地方制度というものは確立されておるのであります。

具體的に申しますならば、この府縣制におきましても、府縣の事務の八割までは國政の事務によつて占められており、中央の強力なる監督のもとにあります。反面におきまして、残りの二割が、わざかに地方本來の事務であること、すなわち日本的地方制度の全構造においておきましては、きわめて微々たる役割を果しておるわけです。それゆえにこゝでいかに地方自治制度を民主化いたし、地方自治の面を民主化いたしましては、半面におきまして、先ほどから申しておりますところの中央集権的な獨善排他的な、方制度の民主化といふのは果してないといふことが明確なであります。

そこで本日地方自治法案を上程になりましたして、從來の府縣制、あるいは市町村制、あるいは東京都制を統合一括壟的な諸制度、すなわち官吏制度であるいは行政組織の面を徹底的に民主化してしまして、この法案の内容をしさいに検討いたしましたして、そうして地方制度の完璧を期するということを、先ほど内務大臣から御説明がありましたが、實はこの法案の内容をしさいに検討いたしましたして、その中央集権的な獨善排他的な、

ますと、本質的には現在の地方制度と何ら變るところはない。むしろ實際上におきましては、現在の地方制度から見まするならば、一步民主化の點においては後退しているとさえ、私は申し上げられるのであります。

この具體的な内容につきまして申し上げまするならば、先ほど内務大臣が御説明になりましたように、公選知事の身分が公吏になることによつて、府県の職員は全面的に公吏とならなければならぬ。それと同時に公選知事の補助機關をいたしまして、自由任用のもとに副知事制が設けられたのであります。あるいはまた府県内の行政事務自體に對しましては、公選知事の指揮監督權を與える。その他の點において、中央の監督權をおきまして、先ほど内務大臣の説明によりますと、地方の公共團體に關する事務において、中央の監督關係は極力これを制限するといふように申されておりまするところの、府縣知事に委任されておりまする府縣の事務の大半を占めておりまするところの、いわゆる國政の事務に關しましては、從來の中央の監督といふものは何よりも弱められておらない。そればかりでなく民主化されたように思われまする市町村長に對しての解職權を中心の監督官廳が握つて、表面的には公聽會を開いてこれを裁斷するとは言ひはない。進んで公選されました知識ある市町村長に對しての解職權を中心の監督官廳が握つて、表面的には公解職權をもつて、自由に自分の意思またはの監督をいたさんとする意圖が明確に現われているのであります。

この點から見まするならば、現在の地方制度の面におきましては、この法案に現われておりまするところでは、地方自治體の面に關する、もつと具體的に申しまするならば、地方の府縣廳においては固有の事務に關する面に對し

ては、現在よりも、この法案において中央の監督がやゝ緩和された。しかし半面において、府県におきまするところの、先ほど申し上げた通り事務の八割以上を占めておりまするところの國政の事務に關する中央の監督は、むしろ強化されたという現状である。それのみならず、先ほどの説明によりまするならば、中央集權的な官僚機構の中権機關と争ぜられておりまするところの地方公務員の問題、あるいはまた消防職員、あるいは教育更員の問題に付しましては、これは身分を官吏にいたしまして、そうして中央の直轄地といたしまして、公事の手によってこれら職員の任免を許さないという制度をこゝに現わしているのである。その結果といたしまして、公事に與えられました大臣といふものは、實質において、よりむしろ一步縮小されているということは事實であります。

それのみではない。最近の地方の状況を見てみますと、知事公選の實施に伴いまして、經濟關係の各省におきましては、公事の不信任を表明するがごとき、相も變らない獨善的な官僚主義をもつて、各省は積極的にみづからの出先官廳というものを地方に設置しつゝある。すなわち特別地方官廳の設置であり、労働基準局あるいは臨時農地局、財務局の地方部、あるいはまた先ほど御提案になりました學校教育法によりまして學區廳、これらのことをく、續々と各省のいわゆる行政官廳として、の下部機關が、官僚獨善主義による割據主義によつて、血みどろのなればり争いを地方に展開いたしているのであります。

このような實情に鑑みましたる場合に、現在におきますところの地方制度の民主化というものは、實情においては、少くとも現状よりも、この地方自由法を實施いたしましたあとにおいては、現在におきますところの地方制度の民主化といふものは、實情においては、少くとも現状よりも、この地方自由法によつて、血みどろのなればり争いを地方に展開いたしているのであります。

は、むしろ民主化の點において後退せざるを得ないというのが實情であるのです。あります。(拍手)このような實情でありますから、わらず、しかも先ほど権原内務大臣は、この法案によつて地方制度の民主化を達成し得る、完璧を期し得る、さように御説明になつておられました。が、この點につきましては、われらが、政府の地方制度の民主化に對するところの基本的な考え方を、まず第一にお伺いいたしたいと思ひます。

第二の點は、國政事務の權限委譲と、特別地方官廳の整理の問題であります。本來中央機關と地方機關、中央と地方の自治體の間に、基本的の對立があるべきでない。地方制度といふものは、國家統治の一環といいたしまして存在するとともに、地方の實情によつて、住民自身の自治が運営されるという關係でなければならぬ。しかば民主主義の原則が一貫いたしまするならば、地方制度の眞に民主的な構想と、定機關でありますところの國會といふものが、執行機關より優位に立たなければならぬということです。

この點につきましては、ちようど新憲法におきまして、國民の代表機關でありますところのこの國會といふものが、執行機關より優位に立たなければなりません。しかるにもかゝわらず、今この地方自治法の構想いたしておりますところの地方制度の基本的な構想といふものは、實は執行機關でありますところの地方公共團體の首長が、具體的に申し上げますならば府縣知事や市町村長が、地方議會の上位にあることが規定されている。もちろん前回の改正によりまして、公共團體の首長が、具體的に申し上げますならば府

務制度といふものを適宜に分擔をいたしまして、從いまして現在固有事務と委任事務との限界といふものは、お互に入り亂れて、法理論的に見ましても、これは明確な區分を與えることはできないであります。そこでわれくの考えますることは、眞に地方制度を民主化いたしまして、人民の手によるところの政治を地方制度の構造の上に確立するためには、まず第一に固有事務を委任事務との徹底的な整理を行つて、國政事務を地方公共團體に大體に委譲していくなければならない。それと同時に、先ほどの質問にも具體的に述べましたが、いわゆる官僚の割據主義によりまして、特別地方官廳が續々と地方に生れつゝありますか、これを行い切つて地方政府の公共團體の中核でありますところの府縣に統合するという方向にもつていかなければならぬと思うのであります。

いで不得得する限り提出いたしまして、これを整備しなければならない。これは憲法委員會において、附帶條件として出されました。前回のこの議會においての憲法の審議におきましても、附帶條件としてこれが提出されている。またその後におきましても、政府はこの附屬法規の整備に努められているのでありますようが、未だわれ／＼の第一に解せないことは、この附屬法規の中で、最も重要な問題の一つであると考えておりますところの公務員法について、先ほど申し上げました、從來勅令なりあるいは省令なり、これらの法規をもつて、がんじがらめにつくられておりましたところの、いわゆる官吏制度の面、この面においては、何ら現在までに法案の提出を見ておらないのであります。

先ほど植原内務大臣は、銳意公務員法の提案について努力をいたしたが、たゞいままで議會には間に合わなかつたと、かようにお話をなつておりますが、しかしながら政府におきましては、昨年の九月以来……。

○副議長(井上知治君) 岡田君に申上げます。お約束の時間はとうに過ぎ去つております。

○岡田春夫君(續) 時間は約束いたしておりません。——昨年の九月以来、内閣に臨時行政調査部を設けまして、主として公務員法の制度に關して銳意研究を續けられてまいつたはずである。しかるにもかゝらず、未だ公務員法を提出されないとところの理由といふものは、一體いかなる點にあるのであるか。この點をまずお伺いいたしたいと思います。

次に、もし公務員法を提出いたさないといいたしますならば、すべてのものは今まで勅令によつて規定をされておりますが、この勅令は、新憲法の實施とともに消滅いたしてしまうわけであります。そうすると、こゝで経過

的な措置として、現行の勅令をそのまま活かしていくことをいたしますならば、そこでまずお伺いいたしたいことは、この官吏の服務紀律の第一條において、およそ官吏といふものは、天皇陛下の政府に對して忠順勤勉を旨とし、法律命令に従いおのゝ奉仕者ではない。」かよう規定されていますが、この點と、新たなる憲法の第十五條において「すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」かよう規定されていますが、この官吏の服務の關係において、實は二つの精神がこゝに存する結果になるのであります。この點につきまして、はたして内部大臣は、今後部下の官吏を指導いたします場合において、いかなる紀律を中心におきまして、府縣知事あるいは市町村長は、上級の監督機關がこれを著しく不適任であると認められたる場合には、公聽會を開いて、これを解職することができるというふうことを言つておきます。かかるにこの點は、私から考えまするならば、明らかに憲法第十五條の精神と背反をする、かように考へておる。すなわち公務員を選定し、これを罷免することは、國民固有の権利であるということが、憲法第十五條に明確に規定をされておりますが、この點は、實は公選されましたがところの知事が著しく不適任である場合において、監督官廳でありまする内務省が、これを解職するというふうは、明確に逆行いたして、内務大臣は、この點につきまして、内務大臣は

いかななる考え方をもつておらるゝか」と思ひます。最後にもう一點、地方の公共團體の職員の、いわゆる任免權の問題と、給與の問題につきまして、簡単に伺伺をいたしたいと思います。本法案の第五十四條には、任免の規定を設けておりまして、地方公共團體の職員は、百五十四條には、任免の規定を設けております。そのとの附則に、休職に關する規定は詳細に設けてあります。この職員の任用に關しますが、規定については、何ら詳細なものが掲げられておりません。この點につきましては、まず申し上げたいことは、從來の官僚機構の獨裁的排他的な性格の第一の理由といふのは、何といつても從來の官吏の任用の仕方に於いて、高等文官試験をとった者を優先的に採用する方式、いわば高文試験の有資格者を第一次的に採用するといふ原則が、その一環としていかれるお考えであるか。また國庫の全體の奉仕者であるべき職員の任用に對しましては、少くとも國民全體に對するお伺いしたいことは、職員の任用に關しては、いかなる方法を制度化していかれるお考えであるか。また國庫の全體の奉仕者採用するにあたつて、國民の意向が十分に反映し得るような仕組が、この中に制度化されておらなければならぬと考えるが、この點はいかなる方針をお考えになつておるか。それから第二の給與體系の問題につきましては、實は先般二月一日の、わゆるゼネストの原因の問題に關連いたしましても、この給與體系の確立ということは、きわめて重要な問題であります。現在の官公廳の職員の平均年給は、實は六百六圓である。この六百六圓であります。現在の官公廳の職員の平均年給は、實は六百六圓である。この六百六圓であります。

Digitized by srujanika@gmail.com

ようで、法案自體から大變かけ離れた
ようにも感じられます。御説によりま
すれば、この法案が現在の日本の自治
の行われてゐるよりは、いさゝか退歩
の感があるという御意見がありまし
た。私どもはさように考えておりませ
ん。御承知の通り現在の知事は官選で
あります。この法案によりますれば、知
事は普通選舉權をもつております男女
の府縣民、都民によつて選舉されるの
であります。従來の地方自治團體の
構成に根本的に違ふことを、まず第一に
御諒承願いたいのであります。(拍手)
今までの知事は官選であります。
この法案によりますれば、知事は民
選であります。そしてその民選の
知事が、今までの中央集權の地方官制
よりは退歩であるということは、少し
これはいき過ぎたお言葉であらうと思
う。(「その通り」「ノーケ」拍手)もち
ろん現在の自治法によりまして、先刻
の岡田君が理想とされるようなものが
一擧にでき上るとは、私どもは考え
ておりません。この地方自治法が必ず
しも完璧であるなどといふ言葉は、決
して私は一言もどこにも使つております
せん。私自身この制度を完璧だとは思
うておりません。

私どもは、これによりまして地方自治は完全にはできません。なぜかな
ら、地方自治を完全にいたしますならば、地方自治が完全に行い得る一切の
財源ももたなければなりません。また
ましても、各府県とも日本の一國であります以上は、中央政府との連繫がな
ければなりません。これらの地方自治が完結されるまでは、各府縣を統一す
る——アメリカでは各州がほとんど獨立いたしておりますが、その州の間を
連繫するインター・ステートのロードがあります。日本には、かようなものは
まだにわかつくり上げることはできません。それゆえに、從來の中央政府
との關係を全部一時に切り放して、地方に完全の自治をつくるというがと
きことは、これは政治家として、いかなる人であろうとも、なし能わざること
とでありますと御諒め願いたいのであります。(拍手)

になることができず、その内務大臣は、直接に國民を代表しておるものであります。がゆえに、間接にはなりますが、民選の知事がもし非常な失政をいたしましたときには、公聴會を開いて、世論の判決によつてこれを決定するのであります。それのみならず、知事も……

〔發言する者多し〕

○副議長（井上知治君） 静肅に願います。

○國務大臣（植原悅二郎君）（續） これに對して自分の意見を十分に開陳することができるのですが故に、知事の任免は輿論において決定するといふことで、今までの知事の任免とは根本的に違うことを御承知を願いたいのであります。

さうに申す一つ……。

〔発言する者多し〕

○副議長（井上知治君） 謹肅に。

○國務大臣（植原悅二郎君）（續） なおさらにもう一つお尋ねがありました。今までの官吏は、天皇の官吏である。これからかようになると御承知を願いたいのです。今までの官吏の身分は、勅令であります。これが天皇の官吏ではない。その取扱いは、これまでの官吏ではない。その取扱いは、これからかようになると御承知を願いたいのです。今までの官吏の身分は、全部法律であります。法律そのものは、國民を代表しているのであります。その法律は議會できめるのであります。がゆえに、從來の立て方と、勅令にあつたことと、根本的に違ふことを御承知を願いたいのであります。法律そのものは、國民を代表して、民意によつてこれが取扱われるものであるということを、御承知を願いたのであります。

なお公務員のことではあります、實は官吏の規定を定めて、公務員の規定もこれとともに一緒に決定するつもりでおりましたけれども、殘念ながらまだほんとうの感覚を得ておりません。これは次の議會において、皆様方の御審議を煩わすことになることを御承知を願いたいのです。

公務員の給與についてお話をあります。が、公務員の給與は、生活を基本とすべきものだという御意見がありましたが、私はいかなるものの給與でも、生活を基本として給與を定めることは、もちろんありますけれども、それとともに、能率を無視して給與を定めるといふことは、あつてはならないことがあります。たゞ遇改善の委員會がありまして、これらの決定によつて、すべての公務員の給與等は定まるはずであります。が、たゞいま問題とされましたが根本の點、生活一本によつて給與を定めるということではなく、生活と能率とを考慮して、待遇改善の委員會において正當妥當のものが決定されると思います。それによつて公務員の給與を定めることを御承知を願いたいと思います。

なおいろいろこまかしい點がありますが、そのこまかしい點は、むしろ一問一答の委員會においていたした方が明瞭になると思いますから、それに譲ることにお願いいたしたいと思います。(拍手)

○岡田春夫君 議長。
○副議長(井上知治君) 簡単ならお許しをいたします。

(岡田春夫君登壇)

まず第一に申されました點は、地方

制度の民主化をやるためにには知事を公選にしておる、今までのように官吏でないから、全部地方制度は民主化されおるではないか、かようなお話であります。しかし、このとてお伺いをいたしたいことは、公選されましたところの知事が監視をもたらすして、中央の監督が強化されて、しかも官吏機構の中権機關でありますところの警察制度が中央直轄になりながら、しかも地方制度が民主化し得るかどうかといふ點をお伺い申し上げたいのであります。この點が第一の點である。

第二の點は、先ほど公選知事の解職権は内務大臣に與えられておるが、これは現在の内務大臣がほとんど政黨の出身によつて、政黨人の、あるいは國民の手によつて内務大臣がなつておる、それであるから、公選知事の解職権が内務大臣に與えられておつても、これは憲法の精神と反するものではなしということをお話になりました。かしこの點につきまして、あなたにお伺いいたしたいと思いますが、先般の内閣法によりまして、内務大臣といふものは、國務大臣であると同時に行政大臣であるということであります。行政大臣であるという意味において、行政官の最高府であるということであります。この意味において、その下に從屬いたしておりますところの官僚機構によつて、この公選されましたところの知事といふものは解職されるといふ結論が現われてくるということを私申し上げたわけであります。この點を意識的に無視いたしまして、現在あなたは政黨出身の大臣でおありであります、この内務大臣の地位にあつて、下におりますところの官僚機構が利用されまして、しかも公選の権限を賦与しておるわけなのであります。この點を明確にされたいと思うのであります。(拍手)

第三の公務員の點につきましては、これら官吏の服務紀律と、憲法の十五條の規定との關係であります。これは官吏の服務紀律を法律化するとか何とかいうことを私はお伺いしたのですがございません。これは當然法律化しなければならないことになつておるので、こういう點はあなた御自身にお伺いしようとは思つてはおりません。ただ私のお伺いしたい點は、官吏が服務いたします場合の、服務の紀律といふものが、新憲法の十五條に明確にうたつてある。すなわち官吏というものは、國民全體の奉仕者であつて、一部の者のための奉仕者ではないということを明確にしておる。ところが前にありますところの、勅令の官吏服務紀律によりましては、およそ官吏は天皇陛下並びに天皇陛下の政府に忠勤を旨とするべし云々と、かよに書いてある。新憲法によつては、國民の一部になりましたところの天皇に對してのみ忠勤を示すという點は、服務紀律上のいかなる點にあんなお自身はおとりになるか。かような點をお伺いいたいのであります。重ねて御答辯を望みます。

これを一時に知事に委譲するようなどをいたしましたならば、國內の治安の問題にも相當懸念のことがありますので、しばらく現状といたして、できるだけこの警察の制度も、自治警察に關する限りは、知事の監督下に置くようにならいたしたいと思います。しかしただいまにいたしましても、今まで警察は現在の下におきましては、中央からすべてを支配するのでありますが、民選の知事は、そこにおけるところの警察官を使うことができるよう、取極められてあるのでありますから、これは徐々に進展する、「一足とび」にはまらないものであることを、御承知を願いたいのです。

次に、地方の知事に非常な過失がある場合において、内務大臣が免職することは不都合ではないか。これに對しても、私は岡田君に根本的にひどく諷諭していたときのことは、岡田君は從來の内務大臣の立場をもつてお考えになつておるようですが、從来の内務大臣と、新しい憲法によつてでるべきところの内閣官制のもとにおける内務大臣とは、根底において違うことは御諒承下さいましよろ。それのみならず、知事を免職すると申しまして、も、知事を内務大臣が勝手に免職するのではありません。今までには内務大臣が知事を、ある意味から申しますれば任意に免官することができたと申されましょよが、今までは民選の知事を免職する場合においては、公聽會を開きまます。この公聽會といふものは、すべての國民の意見を表現するものであるといふことを考えなければなりません。かように公にされた機關によりまして、かような知事を地方の自治に置くことは國民のためによろしくないという判決が起りましたときに免職するのは、法

規の上においては當然のことであると思ふのであります。もう一つ岡田君の御質問で、今までの官吏は勅令に基いた天皇の官吏で、つたということをおおつしやつた。その通りであります。新しい憲法によりますれば、官吏も天皇の官吏でなくして、國民の公僕として、すべての人に普的の役目をいたさなければならぬとき、これが公務員となりましよう。お御説もごもつとも、その通りであります。そこで官吏のことにつきましては、今まででは勅令でできました。しかるに官吏の取扱いになります。これが公務員となりましよう。新しい法律ができるば、地方の自治團體のものは公務員になります。その公務員の取扱いは、法律で定めるのであります。その法律は、今までの法律や命令と違ふことをよく御諒解下さつたならば——この法律は國民の代表者である議會において決定するのであります。がゆえに、その法律は國民がきめるものであり、國民の意思によつて定まることであります。

○副議長(井上知治君) これにて質疑は終了いたしました。本案の審査を付託すべき委員の選舉についてお諮りいたします。

○山口喜久一郎君 本案は議長指名士官八名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○山口喜久一郎君 議事日程變更の際急動議を提出いたします。すなわちこの際、日程第十九を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(井上知治君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(井上知治君) 御異議なしと認めました。よつて日程の順序は變更せられました。

日程第十九、裁判所法施行法案の第一讀會を開きます。司法大臣木村篤太郎君。

第一條(廢止する法律) 明治二十三年法律第二百六号、大正二年法律第九号、昭和十年法律第三十三号、昭和十三年法律第十一号及び還暦聖朝即決例は、これを廢止する。

第二條從前の裁判所における手続をした事件の受理その他の手続

は、政令の定めるところによりこれをおもてた事件の受理その他の手続とみなす。

裁判所法施行の際現に行政裁判所に係属している行政訴訟事件について、行政裁判所にした行政訴訟の提起は、これを東京高等裁判所にした訴の提起とみなす。

第三條 以前の裁判官の地位) 裁判所法施行の際現に大審院の裁判官の職に在る者で最高裁判所の裁判官に任命されないものは、判事として東京高等裁判所判事に補せられたものとみなす。

裁判所法施行の際現に控訴院の裁判官の職に在る者は、判事として当該控訴院の所在地を管轄する高等裁判所の判事に補せられたものとみなす。

裁判所法施行の際現に旧地方裁判所による地方裁判所に予備判事として勤務する者は、判事補としてそれがれ当該裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の判事に補せられたものとみなす。

裁判所法施行の際現に旧地方裁判所又は区裁判所に予備判事として勤務する者は、判事補としてそれがれ当該裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の判事に補せられたものとみなす。

別に辞令が發せられた場合は、前三項の規定を適用しない。

日本憲法第三百三條但書の裁判官の後任者が任命される場合においてその後任者が第一項乃至第四項の裁判官のうちいずれの裁判官の後任者であるかは、その任命の際最高裁判所がこれを定める。

最高裁判所は、裁判所法施行の後六箇月以内に前項に規定する

後任者として任命されるべき者を日本國憲法第八十條第一項の規定により指名しなければならない。

第四條（閣令による裁判官任命諮詢委員会） 裁判所法第三十九條第四項の裁判官任命諮詢委員会は同法施行準備のため同法施行前に

いて、閣令の定めるところによりこれを設けることができる。

前項の裁判官任命諮詢委員会は、裁判所法施行前にその職務を行ふことができる。

第五條（裁判所法第四十一條の大学） 裁判所法第四十一條第一項第六号の大字は、学校教育法による大学で大字元の附註されているもの及び大學令による大学とする。

第六條（從前の裁判官の恩給の特例） 裁判所法施行の際現に裁判官の職條但書の規定によりその地位を失つたものに支給すべき恩給については、恩給法の規定にかゝわらず、法律で特別の定をすることができる。

第七條（その他の事項） この法律に定めるものの外、裁判所法及びこの法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則
この法律は、裁判所法施行の日からこれを施行する。

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣（木村篤太郎君） たゞいま議題となりました裁判所法施行法案の提案理由を、きはめて簡単に御説明申し上げます。

今回裁判所法を制定いたしまして、現行の裁判所構成法、行政裁判所法等を廢止いたすことになりましたので、そのために必要な経過的處置を定める必要がありますので、こゝに本法案を提出した次第であります。

本法案におきましては、通常裁判所

及び行政裁判所の事件の處理と、現職の裁判官の地位について經過的な規定を設け、その他若干の基本的、原則的な事項を定めて、附隨的な事項につきましては、これを政令で定めることといたしております。なお現行の裁判所管轄区域に關する法律、違警罪即決例、行政廳の違法處分に關する行政裁判の件等、若干の法律の廢止のことも定めております。

以上、本法案の概略を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御協賛を賜わらんことをお願いいたします。

○副議長（井上知治君） 本案の審査を付託すべき委員の選舉についてお詰りいたします。

○山口喜久一郎君 本案は、政府提出裁判所法案委員に併せ付託せられんことを望みます。

○副議長（井上知治君） 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長（井上知治君） 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

○山口喜久一郎君 残餘の日程を延期し、本日はこれにて散會せられんことを望みます。

○副議長（井上知治君） 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長（井上知治君） 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後五時三十四分散會